

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する
年次報告書
(令和3年度版)

令和4年9月

三 重 県

◀ 目 次 ▶

はじめに		1 頁
1 食の安全・安心に関する情勢と令和3年度 of 取組概要		2
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響		2
(2) HACCPに沿った衛生管理の制度化等への対応		2
(3) 県産農林水産物の国際水準認証取得を進める取組		2
(4) 食品事故等		2
(5) 家畜伝染病への対応		2
(参考) 食中毒発生状況等の推移		3
2 食の安全・安心確保施策の体系		4
3 食の安全・安心確保推進体制		5
(1) 三重県食の安全・安心確保推進会議		5
(2) 三重県食の安全・安心確保のための検討会議		5
4 令和3年度に実施した施策		7
基本的方向 1	食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの 監視指導体制の充実	7
(1) 基本的方向1の取組方向		7
(2) 令和3年度の取組状況		7
① 生産資材に関する指導、検査		7
② 生産段階のガイドラインの作成・指導		10
③ 生産環境に関する調査		13
④ 生産・加工・調理・販売段階の監視指導		13
⑤ 食品等の試験・検査		17
⑥ 調査研究の推進とその成果の普及啓発		19
トピックス 「貝毒検査結果速報」の情報発信		20
基本的方向 2	食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に 取り組みやすい環境の整備	21
(1) 基本的方向2の取組方向		21
(2) 令和3年度の取組状況		21
① 県民への情報提供		21
② 食品関連事業者等への情報提供		23
③ 食品関連事業者団体への取組支援		26
④ コンプライアンス意識の向上に対する支援		27
⑤ 自主基準の設定及び公開の促進		28
⑥ 自主的な情報発信等に対する支援		31
⑦ 認証制度の推進		32
⑧ 健全かつ持続可能な経営への支援		34
⑨ 食品関連事業者からの情報への対応等		36
トピックス 県ブランド米「結びの神」について		37
基本的方向 3	情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な 選択を促進する環境の整備	38
(1) 基本的方向3の取組方向		38
(2) 令和3年度の取組状況		38
① 情報提供の推進		38
② 食の安全・安心に関する教育の推進		41
③ 相談対応の充実		46

	トピックス 企業における食育及び地産地消推進の取組について	47
基本的方向4	多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開	48
	(1)基本的方向4の取組方向	48
	(2)令和3年度の取組状況	48
	① 人材の育成	48
	② 相互理解の増進	50
	③ 関係者との連携及び協働	52
	④ 県民運動の展開	53
	トピックス 「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」の取組について	54
【資料編】	用語解説	55

はじめに

食は、我々が日々の生活を送るうえで基本となるものであり、健康で豊かな生活を送るためには食の安全・安心が確保されなければなりません。

近年、製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我々の食生活を取り巻く環境は大きく変化しており、また、食に関するさまざまな問題が繰り返し発生していることから、およそ半数の県民の方々が食の安全に対し、不安を持たれています（注）。

三重県では、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、県民の健康の保護、食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築、安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大に寄与することを目的として、平成20年6月に「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

条例施行に伴い、条例第10条の規定に基づき「三重県食の安全・安心確保基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、施策の方向性を体系づけるとともに、施策の実施計画である「三重県食の安全・安心確保行動計画」を毎年度策定し、総合的な取組を進めてきました。

平成25年9月には、三重県内において、食の安全・安心に関わる不適正な事案が発覚したため、平成26年3月に条例及び基本方針を改正し、施策の充実・強化を図りました。

この年次報告書は、条例第8条の規定に基づき、三重県が実施した令和3年度の食の安全・安心確保施策についてとりまとめ、県議会へ報告するとともに、広く県民の皆さんに公表するために作成しました。

本報告によって、県民の皆さんをはじめ食品関連事業者の皆さんが、三重県における食の安全・安心に関する現状や県の施策に関する理解と関心を深めていただき、県とともに食の安全・安心の確保のための取組を積極的に推進されることを期待します。

（注）令和3年度e-モニターアンケート「三重県の食に関する取組について」より

【条例第8条】（年次報告）

知事は、毎年、議会に、食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

1 食の安全・安心に関する情勢と令和3年度 of 取組概要

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大が人々の暮らしや事業活動に深刻な影響を及ぼし、食の安全・安心に関わる取組もあらゆる面で影響を受けました。こうしたことから、安全・安心な食品等が安定的に供給されるよう、監視指導を実施するとともに、Web等多様な方法を活用して消費者や食品関連事業者等※に対する情報発信や啓発に取り組みました。

(2) HACCP※に沿った衛生管理の制度化等への対応

「食品衛生法」※の改正に伴い、令和3年6月から「HACCPに沿った衛生管理」が制度化されたほか、「営業許可制度」が見直され、「営業届出制度」が創設されたことから、関係団体と連携し、食品等事業者※に対して、監視等による取組状況の確認や制度の周知に取り組みました。

(3) 県産農林水産物の国際水準認証取得を進める取組

農畜水産業経営体の経営体制を強化し、消費者に安全・安心な農畜水産物が安定的に供給されるよう、全国で国際水準認証の取得が拡大しており、国際水準GAP※については農産物 8,019 農場、家畜・畜産物 244 農場、農場HACCP※については延べ 399 件、水産エコラベル※では 71 件が認証を取得しました。県では、積極的に認証取得を推進した結果、国際水準GAPについては農産物 257 農場、家畜・畜産物 13 農場、農場HACCPについては 3 件、水産エコラベルでは 10 件が認証を取得しました（農業高校及び農業大学校は除く）。

(4) 食品事故等

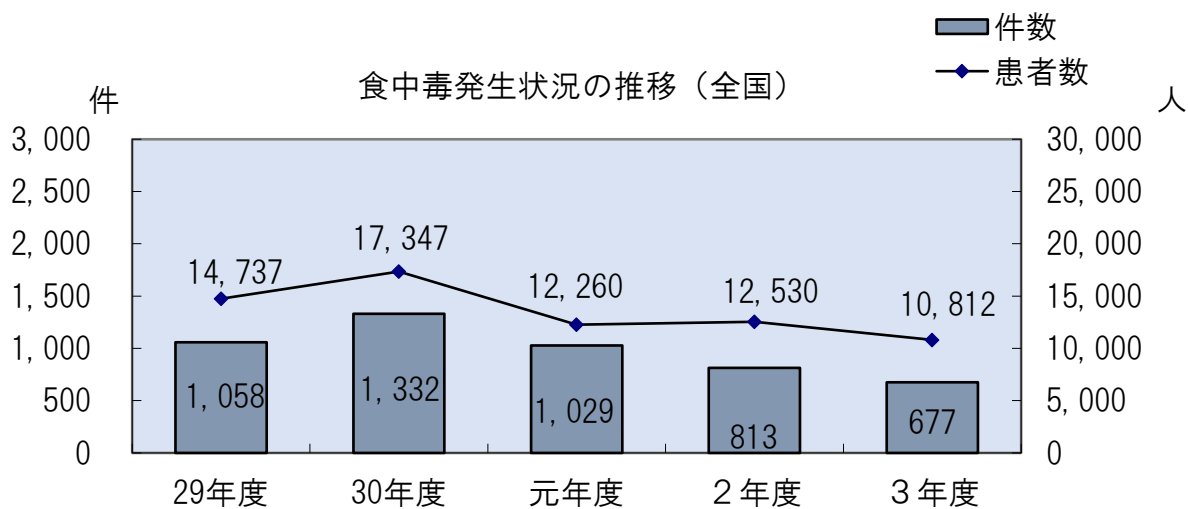
全国における食中毒の発生件数は、平成10年をピークにおおむね減少傾向で、令和3年度は 677 件（患者数 10,812 人）あり、県内においては、6 件（患者数 201 人）の発生がありました。また、食品の自主回収の報告は、県内では 32 件（条例に基づくもの 4 件、「食品衛生法」又は「食品表示法」に基づくもの 28 件）ありました。

このため、HACCPに沿った衛生管理の啓発や、事業者へのコンプライアンス研修に取り組みました。

(5) 家畜伝染病への対応

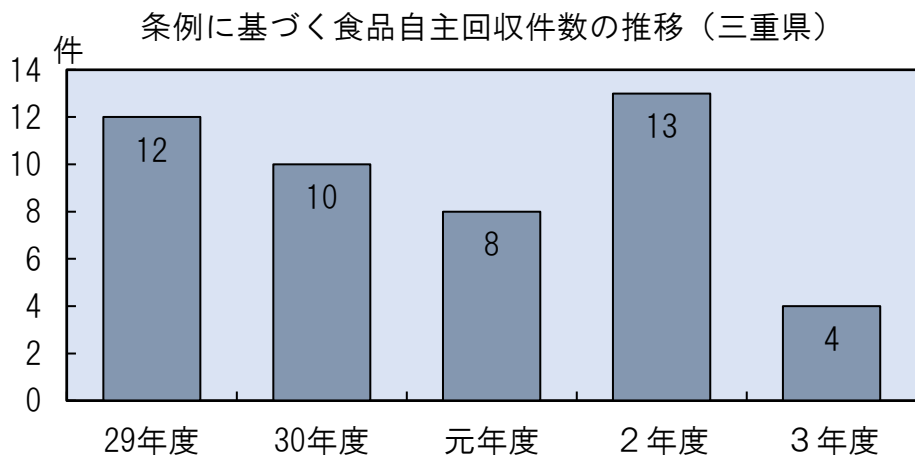
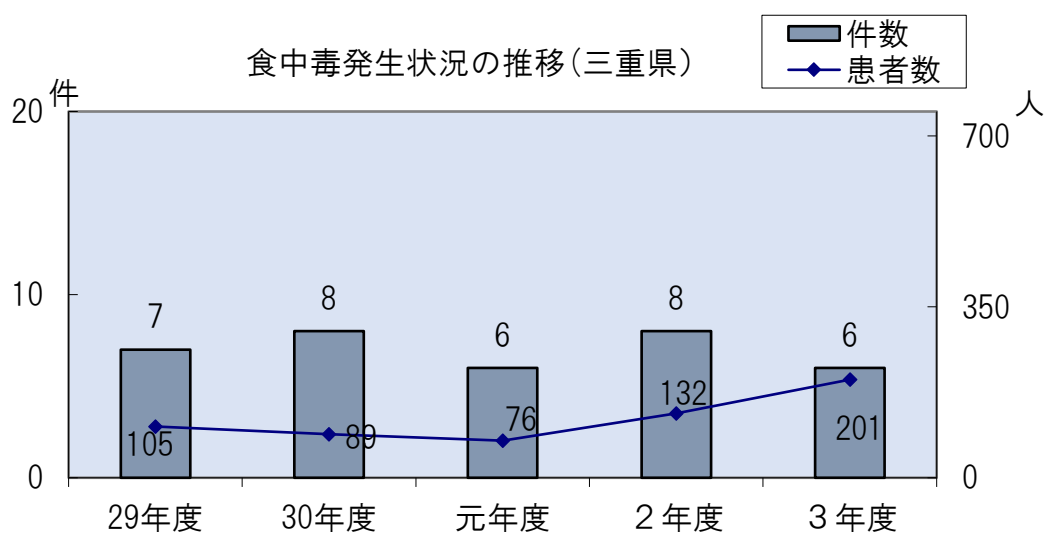
高病原性鳥インフルエンザ※については、令和3年11月に秋田県で確認されて以降 12 県 25 事例の発生がありましたが、県内での発生はありませんでした。一方、豚熱※については、令和3年4月の県内 1 農場を含む 7 県 14 事例の発生がありました。県では、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等家畜伝染病の発生防止のため、飼養衛生管理基準※の遵守徹底の指導、野生いのししによる感染拡大の防止対策とともに、豚熱発生をふまえて、経営支援対策、風評被害対策に取り組みました。

(参考) 食中毒発生状況等の推移



(HP 厚生労働省「食中毒統計資料」)

※令和3年度は速報値



2 食の安全・安心確保施策の体系

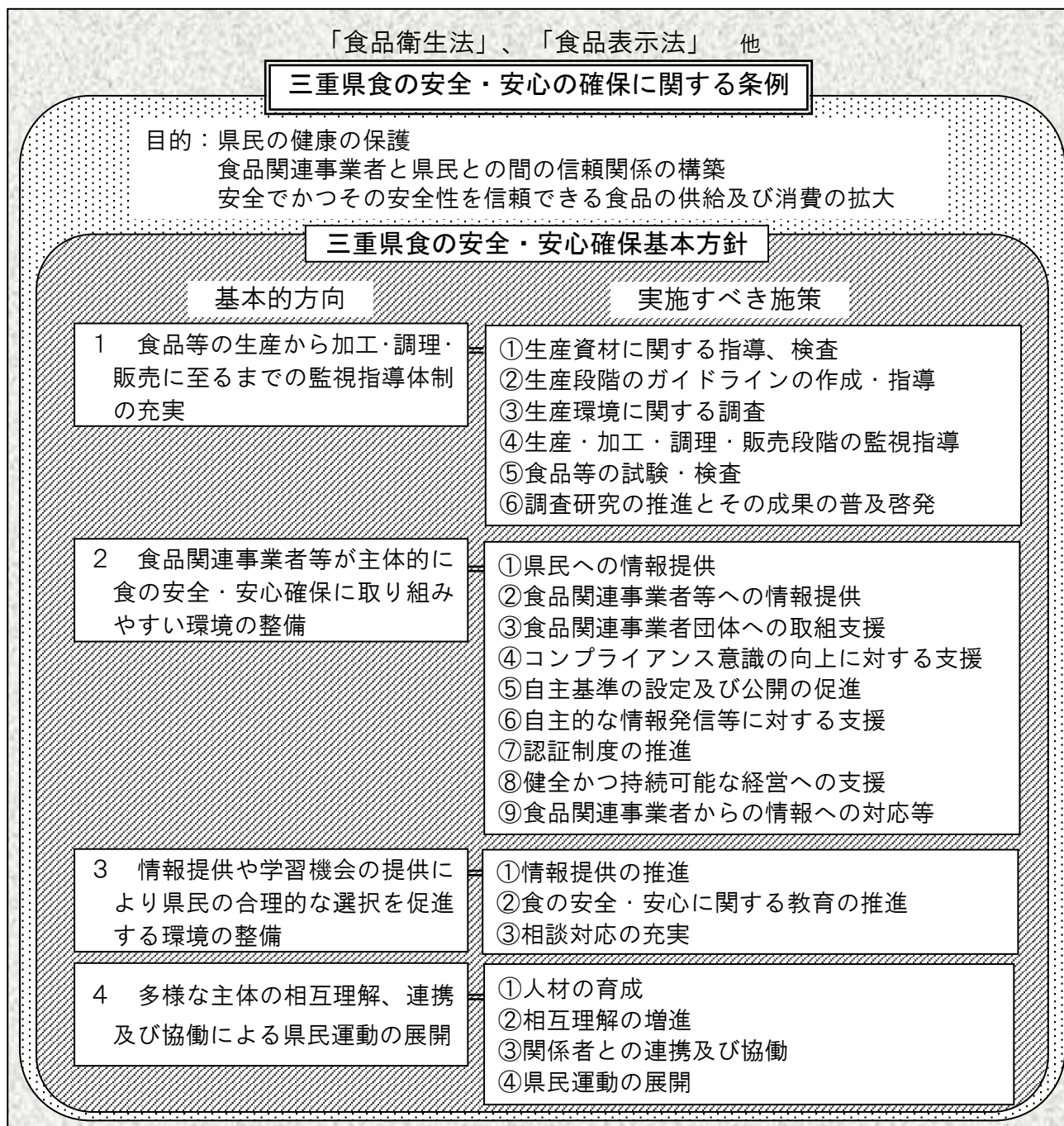
食の安全・安心確保のため、「食品衛生法」、「食品表示法[※]」等、多くの法律が定められています。

三重県では、食の安全・安心確保に関する施策を総合的に推進するため、平成20年6月に条例を制定しました。その後、平成26年3月に条例を改正し、食の安全・安心を確保するため食品関連事業者等が取り組むべきことなどの新たな規定を追加しました。

条例に基づき、食の安全・安心の確保に関する基本的方向と実施すべき施策を示した「三重県食の安全・安心確保基本方針」を定めています。

この基本方針に沿って施策を推進するため、具体的な取組を明らかにする年度計画として「三重県食の安全・安心確保行動計画」を策定しています。

食の安全・安心確保施策の体系図



3 食の安全・安心確保推進体制

(1) 三重県食の安全・安心確保推進会議

条例第 11 条に基づき、食の安全・安心確保に関する施策を総合的に推進するため、三重県食の安全・安心確保推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、庁内での施策調整を行っています。また、推進会議の下に幹事会を置き、関係各課長による協議調整を行っています。

○ 構成員

委員長：危機管理統括監 [※]
副委員長：医療保健部長、農林水産部長
委員：防災対策部長、戦略企画部長、総務部長、環境生活部長、雇用経済部長、教育長

- ・ 食の安全・安心に関する危機が発生した場合は、三重県危機管理計画に基づき、食の安全・安心危機対策本部会議等を設置して対応する体制としています。
- ・ 食の安全・安心に関して専門的に検討する必要があると認める場合には、専門部会を置くことができます。

○ 推進会議開催実績

7月5日	第1回推進会議 (1) 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（令和2年度版）（案）について
3月25日	第2回推進会議 (1) 令和4年度三重県食の安全・安心確保行動計画（案）について

○ 幹事会開催実績

6月21日	幹事会（文書協議） (1) 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（令和2年度版）（案）について
3月8日	第1回幹事会 (1) 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（令和3年度版）暫定版について (2) 令和4年度三重県食の安全・安心確保行動計画（案）について

(2) 三重県食の安全・安心確保のための検討会議

条例第 28 条に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、三重県食の安全・安心確保のための検討会議（以下「検討会議」という。）を設置しています。

○ 委員名簿（10名）

（敬称略・令和4年3月31日現在）

分野	氏名	所属・役職
消費者	大野 智香子	三重県生活協同組合連合会（理事）
	中村 恵	三重県食生活改善推進連絡協議会（副会長）
	梶田 淑子	三重県女性会連絡協議会（会長）
食品関連 事業者	東元 崇史	三重県農業協同組合中央会（企画総務部長）
	植地 基方	三重県漁業協同組合連合会（指導部長）
	山本 達哉	日本チェーンストア協会 （マックスバリュ東海株式会社 人事総務本部お客様相談室マネージャー）
	藤澤 英二	みえ食の“人財”育成プラットフォーム（理事） （九鬼産業株式会社 開発部長）
	海住 康之	一般社団法人三重県食品衛生協会 （専務理事 兼 事務局長）
学識経験者	平島 円	国立大学法人三重大学教育学部（教授） ◎会長
	池山 朱美	公益社団法人三重県栄養士会（副会長）

○ 検討会議開催実績

8月6日	<p>第1回検討会議</p> <p>(1) 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（令和2年度版）について</p> <p>(2) 令和3年度食の安全・安心確保に関する事業（令和3年度三重県食の安全・安心確保行動計画）について（報告）</p>
------	--

4 令和3年度に実施した施策

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

- 【実施すべき施策】
- ①生産資材に関する指導、検査
 - ②生産段階のガイドラインの作成・指導
 - ③生産環境に関する調査
 - ④生産・加工・調理・販売段階の監視指導
 - ⑤食品等の試験・検査
 - ⑥調査研究の推進とその成果の普及啓発

(1) 基本的方向1の取組方向

生産段階や加工・調理・販売段階での監視、指導、検査を実施し、これらに関する情報の公開・提供を迅速に行い、県民の意見を反映して監視指導体制と取組内容を充実します。また、食の安全・安心に関する科学的知見[※]の集積に努め、調査研究の推進とその成果を普及啓発します。

(2) 令和3年度の取組状況

施策① 生産資材に関する指導、検査

施策の取組方向

農薬、動物・水産用医薬品、飼料、肥料等の使用又は生産・販売について、指導、立入検査を実施します。

施策の実施状況

【農薬・肥料に関する監視指導】

- 農薬・肥料の適正な流通と使用を確保するため、農薬販売所（101件）、肥料生産業者・販売業者（109件）への立入検査等を実施しました。その結果、違反事例はありませんでした。
- 農薬使用者や農産物直売所責任者を対象に、農薬適正使用啓発研修会を開催（540回）し、農薬使用基準の変更情報を周知するとともに、農薬の適正使用や生産履歴の記帳[※]の励行を普及推進しました。

【動物・水産用医薬品、飼料等に関する監視指導】

- 動物・水産用医薬品や飼料の適正な流通を確保するため、令和元年度から令和3年度の3年間で県内全ての動物・水産用医薬品、飼料及び飼料添加物の販売業者の監視指導を実施する計画に基づき、立入検査等を実施しました（動物・水産用医薬品の販売業者44件、飼料及び飼料添加物の販売業者31件）。その結果、違反事例はありませんでした。

- 動物用医薬品や飼料等の適正使用により安全な畜産物が生産されることを目的に、令和3年度から令和6年度の4年間で県内全ての畜産農場の監視指導を実施する計画に基づき、立入検査と指導（107件）を実施しました。なお、令和3年度は、違反事例はありませんでした。
- 水産用医薬品を適正かつ効果的に使用できるように、魚類養殖業者に対して薬品の使用状況調査や巡回指導（17回）を実施しました。その結果、薬品の使用状況に問題はありませんでした。

課 題

【農薬・肥料に関する監視指導】

- 農薬・肥料の適正な流通については、「農薬取締法」及び「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく適正な運用が必要です。
- 農薬の適正な使用については、農薬使用者や農産物直売所責任者が、農薬の適正使用に関する知識の習得と理解が必要です。

【動物・水産用医薬品、飼料等に関する監視指導】

- 安全・安心な畜水産物を消費者に提供するため、動物・水産用医薬品、飼料及び飼料添加物の販売業者、畜産農場・魚類養殖の事業者に対し、適正な流通、使用及び管理に関する監視指導が必要です。

今後の対応

【農薬・肥料に関する監視指導】

- 引き続き、「農薬取締法」及び「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき農薬販売者、肥料生産業者・販売業者への監視指導を行い、農薬・肥料の適正な流通に向けた指導、啓発に取り組みます。
- 引き続き、農薬使用者や農産物直売所責任者が、農薬の適正使用に関する知識と理解を深めるための研修会を開催します。

【動物・水産用医薬品、飼料等に関する監視指導】

- 引き続き、家畜や養殖魚に与える動物・水産用医薬品、飼料及び飼料添加物が適正に流通、使用、管理されるよう、販売業者、畜産農場・魚類養殖の事業者に対する監視指導を実施します。

(参考) 三重県農畜水産物安全確保監視指導計画における目標と実績

農薬販売所への立入 検査	対象数	令和3年度目標	令和3年度実績	違反件数
	984件 (R3.3末)	100件	101件	0件

肥料の生産業者・販売 業者への立入検査	対象数	令和3年度目標	令和3年度実績	違反件数
	672件 (R3.3末)	100件	109件	0件

動物用医薬品販売業 者への立入検査	対象数	令和3年度目標	令和3年度実績	違反件数
	142件 (R3.3末)	39件	44件	0件

飼料・飼料添加物販売 業者への立入検査	対象数	令和3年度目標	令和3年度実績	違反件数
	95件 (R3.3末)	31件	31件	0件

生産者への動物用 医薬品使用に対する 監視指導	対象数	令和3年度目標	令和3年度実績	違反件数
	416件 (R3.3末)	103件	107件	0件

生産者への飼料使用 に対する監視指導	対象数	令和3年度目標	令和3年度実績	違反件数
	416件 (R3.3末)	103件	107件	0件

施策② 生産段階のガイドラインの作成・指導

施策の取組方向

「病害虫防除の手引き※」や「適正施肥の手引き※」等の各種ガイドラインを作成するとともに、生産履歴の記帳の普及及び農薬、動物・水産用医薬品、飼料、肥料等に関する情報提供や指導を実施します。

施策の実施状況

【農産物の生産に関する情報提供や指導】

- 生産者が病害虫の発生動向に即して適時、的確な防除対策を講じられるよう、病害虫発生予察情報※（予察予報7回、注意報1回、特殊報1回）及び技術情報（17回）等を発表しました。
- 農薬の使用方法等の変更に対応するため、印刷物として配布してきた「病害虫防除の手引き」に代え、「三重県農薬情報システム※」を導入しインターネットで最新の情報を提供しました。
- 農産物の品質や安定した収穫量の確保に向けて、「適正施肥の手引き」の見直しを行いました。
- 農薬使用者や農産物直売所責任者を対象に、農薬適正使用啓発研修会を開催（540回）し、農薬使用基準の変更情報を周知するとともに、農薬の適正使用や生産履歴の記帳の励行を普及推進しました。（再掲）

【畜産物の生産に関する情報提供や指導】

- 豚熱・アフリカ豚熱※、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫※等の家畜伝染病の発生やまん延を防止するため、令和3年10月に改正された「家畜伝染病予防法」に対応し、生産者に対して、飼養衛生管理マニュアルの整備や野生動物の侵入防止柵等の設置を支援するとともに、畜舎への病原体持ち込み防止対策の強化等、飼養衛生管理の徹底を図りました。

また、家畜の臨床検査や精密検査等を実施したほか、豚熱については、県内全飼養豚への予防的ワクチン接種を継続して実施しました。

- 国内外での豚熱・アフリカ豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの発生状況を生産者及び関係者に周知しました。高病原性鳥インフルエンザについては、令和3年11月に秋田県で確認されてから12県25事例の発生があり、豚熱については、三重県（1農場）を含む7県14事例の発生がありました。これらの発生があるごとに、県内養鶏農場（131農場）及び養豚農場（50農場）に対して、飼養衛生管理基準の遵守徹底の指導と併せて、飼養鶏及び飼養豚の異常の有無を確認しました。

こうした取組により、県内では農場における豚熱のさらなる感染拡大及び高病原性鳥インフルエンザの発生はありませんでした。

- 家畜保健衛生所において、豚熱・アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜伝染病の発生に備え、診断に必要な機器等の更新を実施したほか、リアルタイムPCR[※]システムの保守点検を行うなど、設備の整備を行いました。
- 国の方針に基づき、豚熱の感染源とされている野生いのししに対する経口ワクチンの散布を継続して実施するとともに、野生いのししの調査捕獲エリアを拡大し、県主体で「指定管理鳥獣捕獲等事業」による捕獲を進めるなど、県内全域で年間を通じた捕獲強化に取り組みました。

【養殖水産物に関する情報提供や指導】

- 消費者に安全・安心な養殖水産物を安定的に供給できるよう、魚類養殖業者による自主衛生管理の取組を支援するため、すべての魚類養殖業者（147名）を対象に、水産用医薬品の適正使用の指導や使用管理状況の把握、魚病のまん延防止対策の指導を水産関係団体と連携して実施しました。

（支援内容）

養殖技術講習会（1回）

養殖生産工程管理手法[※]を参考とした養殖場の巡回指導（17回）

魚病診断（244件）

養魚速報の発行（8回）

課 題

【農産物の生産に関する情報提供や指導】

- 生産現場での的確な病虫害防除を推進するため、病虫害の発生動向や農薬の使用方法等の変更に関する情報を生産者に対し迅速に提供する必要があります。
- 農産物の品質や安定した収穫量の確保に向けた指導が必要です。

【畜産物の生産に関する情報提供や指導】

- 豚熱・アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜伝染病の発生予防やまん延防止により、安全・安心な畜産物を消費者に安定して供給するため、生産者に対して、飼養衛生管理基準に基づく指導が必要です。

また、豚熱については、本県を含めワクチン接種農場での発生が全国的に相次いでいることから、感染リスクの高い離乳豚舎における防疫対策の強化が必要です。

- 豚熱の感染源となる野生いのしし対策が必要です。
- 家畜伝染病の発生に備え、家畜保健衛生所における継続的な対応が必要です。

【養殖水産物に関する情報提供や指導】

- 消費者に安全で安心な養殖水産物を安定的に供給できるよう、魚類養殖業者による水産用医薬品の適正使用など衛生管理に対する意識向上を図るため、情報提供や指導が必要です。

今後の対応

【農産物の生産に関する情報提供や指導】

- 病虫害発生予察情報を提供するとともに、農薬の使用方法の変更情報に対応できる「三重県農薬情報システム」の運営を行います。
- 農薬使用者や農産物直売所責任者に対して、農薬の使用方法の変更情報の周知や農薬の適正使用を推進するため、研修会等を実施します。
- 生産者に対して、「適正施肥の手引き」に基づいた肥料使用を啓発します。

【畜産物の生産に関する情報提供や指導】

- 引き続き、県内で飼養されている家畜の健康状態を確認するとともに、生産者に対して「家畜伝染病予防法」に基づく飼養衛生管理基準の遵守徹底の指導・支援を実施します。特に改正された飼養衛生管理基準に合致した取組を実施することが重要であることから、早急な対応が求められる鶏飼養者については、高病原性鳥インフルエンザの感染防止対策を含め指導を実施します。また、牛及び豚飼養者についても、新基準にあわせた指導を実施し、農場の安全性を高めていきます。

さらに、豚熱の感染拡大防止対策を含めた指導を実施するとともに、農場を守る対策として飼養豚に対する適切な予防的ワクチン接種を継続し、感染リスクの高い離乳豚舎におけるウイルス侵入防止対策の強化に取り組みます。

- 豚熱の主な感染源となっている野生いのしし対策としては、経口ワクチン散布を実施するとともに、県内全域での調査捕獲の実施や県主体の「指定管理鳥獣捕獲等事業」により捕獲の強化を図り、生息数の低減を進めます。
- 家畜保健衛生所における設備等の整備や検査の精度管理を図り、危機管理体制を維持します。

【養殖水産物に関する情報提供や指導】

- 引き続き、安全・安心な養殖水産物を安定的に供給するため、水産関係団体と連携して、養殖魚の魚病診断、養殖生産工程管理手法を参考とした魚類養殖業者に対する現地指導等により、衛生管理体制の強化に取り組みます。

(参考) 令和3年度飼養衛生管理基準等に基づく遵守指導家畜数

	牛	豚	鶏	蜜蜂
計画数	37,000 頭	140,000 頭	740,000 羽	2,600 群
実績数	40,775 頭	167,195 頭	1,001,891 羽	2,730 群

(参考) みえ県民力ビジョン・第三次行動計画における目標値

高病原性鳥インフルエンザ等 家畜伝染病の感染拡大阻止率	令和3年度目標値	令和3年度実績値
	100%	81.8%

◎施策 145 食の安全・安心の確保 基本事業 14502 農水産物の安全・安心の確保

施策③ 生産環境に関する調査

施策の取組方向

有害物質による土壌等の生産環境や生産物の汚染について、対応マニュアルや調査計画を作成し、調査を実施します。

施策の実施状況

- 国における有害物質の対応方針の動向を注視し、情報収集に取り組みました。

課題

- 法律や規則等における残留基準や有害物質の新たな設定に関する対応が必要です。

今後の対応

- 引き続き、国による有害物質の対応方針の動向を注視するとともに、関係機関や現地等との情報共有に取り組みます。
- 情報収集に取り組むとともに、問題発生時には、危機管理マニュアルに基づき対応します。

施策④ 生産・加工・調理・販売段階の監視指導

施策の取組方向

国等と連携して、「食品衛生法」、「食品表示法」、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（以下「食糧法[※]」という。）、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「米トレーサビリティ法[※]」という。）、「農産物検査法[※]」及び「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法[※]」という。）等による効果的な監視指導を実施するとともに、食品表示制度を積極的に普及啓発します。

施策の実施状況

新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面での取組が大きく制限されるなか、感染症防止対策を十分に行ったうえで、監視指導を実施しました。

【施設の衛生に関する監視指導】

- 「食品衛生法」及び「三重県食品衛生法施行条例」の改正に伴い、新たな許可及び届出制度について食品等事業者へ周知しました。
また、令和3年6月から原則として全ての食品等事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、監視等による取組状況の確認及び指導を実施しました。
- 「三重県食品監視指導計画」に基づき、以下の対策を重点監視指導事項として監視指導を実施しました（8,016件：詳細は16ページ参照）。
（重点監視指導実施状況）
 - ・ 発症時に重症化の可能性がある腸管出血性大腸菌や全国的に見ても事件数が多いカンピロバクターによる食中毒発生を防止するため、食肉及び食鳥肉の取扱施設の監視指導を実施しました。
 - ・ 観光地における食中毒発生を防止するため、食品関係営業施設の監視指導を実施しました。
 - ・ 冬期に多いノロウイルスによる食中毒発生を防止するため、年末一斉取締時に飲食店、集団給食施設及び食品製造事業者等に対する重点的な監視指導を実施しました（食中毒発生状況の推移は3ページ参照）。

【食品表示に関する監視指導】

- 食品等事業者への監視指導時に、「食品表示法」に基づいた加工食品等における食品表示状況を確認（693施設）するとともに、食品の製造、加工もしくは輸入業者又は販売業者における不適正表示に対して、改善指導（100施設）を実施しました。また講習会を通じ、令和4年4月に義務化された新たな加工食品の原料原産地表示制度について、周知と指導を実施しました。
さらに、食品等事業者団体と連携し、食品衛生指導員[※]による食品等事業者への巡回指導時に、適正な食品表示について周知しました。
- 不当商取引指導専門員による「景品表示法」に関する食品表示について監視指導を実施しました。また、県ホームページやパンフレットにより、「景品表示法」について啓発しました。
- 豚熱による県産豚肉やみえジビエに対する風評被害の未然防止に向けて、卸売市場や卸売事業者、量販店、みえジビエ登録事業者における流通・販売状況のモニタリングを実施しました。県産豚肉の卸売市場価格は、東京・大阪・名古屋の卸売市場における豚肉価格と同様に推移しており、量販店からも風評被害の報告はありませんでした。

【卸売市場に関する監視指導】

- 生鮮食料品の安全・安心な流通を確保するために、県内卸売市場の監視指導を実施（延べ13か所）しました。また、監視指導時に、卸売市場におけるHACCPに沿った衛生管理計画の策定を進めました。

【米穀に関する監視指導】

- 米穀取扱事業者に対し、「食糧法」に基づく用途限定米穀^{*}の適正な流通や販売、「米トレーサビリティー法」に基づく適正な取引記録の作成・保存や産地情報の伝達について、国と連携し、監視指導を実施（食糧法：51件、米トレーサビリティー法：180件）しました。監視指導における法令違反はありませんでした。なお、「米トレーサビリティー法」に基づく監視指導については、米穀の流通の起点となる生産者と流通業者を重点的に実施しました。
- 農産物検査が適正に実施されるよう、地域登録検査機関^{*}に対して「農産物検査法」に基づく監視指導を実施（11件）しました。監視指導における法令違反はありませんでした。



（米穀の監視指導）

課 題

【施設の衛生に関する監視指導】

- 県内に流通する食品の安全を確保するため、食品等事業者に対する適切な監視指導が必要です。

【食品表示に関する監視指導】

- 適正な食品表示を確保するため、食品等事業者に対する監視指導や適切な食品表示の啓発が必要です。
- 食品表示基準の一部改正により新たな加工食品の原料原産地表示制度が令和4年4月から義務化されたことから、新制度に基づく適正な表示について周知及び指導が必要です。

【卸売市場に関する監視指導】

- 生鮮食料品等の安全・安心な流通を確保するため、卸売業者等の監視指導が必要です。

【米穀に関する監視指導】

- 米穀の適正な流通を確保するため、米穀取扱事業者に対する監視指導が必要です。

今後の対応

【施設の衛生に関する監視指導】

- 腸管出血性大腸菌やカンピロバクターによる食中毒の発生を防止するため、食肉及び食鳥肉の取扱施設に対する重点的な監視指導を実施します。
- 観光地における食中毒発生を防止するため、食品関係営業施設に対する重点的な監視指導を実施します。
- ノロウイルスによる食中毒発生を防止するため、飲食店、集団給食施設、食品製造業の営業者に対する重点的な監視指導を実施します。

- 食品関係営業施設の監視において、H A C C Pに沿った適切な衛生管理が行われていることを確認します。

【食品表示に関する監視指導】

- 適正な食品表示が行われるよう、引き続き、「三重県食品監視指導計画」に基づく監視指導を実施します。また、関係団体と連携し、食品関連事業者に対する適切な表示の周知徹底を図ります。さらに、「景品表示法」に関する食品表示について監視指導や啓発を実施します。

【卸売市場に関する監視指導】

- 引き続き、卸売市場に対する監視指導を効率的に実施するとともに、関係機関と連携し、卸売市場におけるH A C C Pに沿った衛生管理計画の策定・改善を支援します。

【米穀に関する監視指導】

- 米穀取扱事業者に対する「食糧法」、「米トレーサビリティ法」に基づく監視指導と、地域登録検査機関に対する「農産物検査法」に基づく監視指導を実施します。

(参考) みえ県民カビジョン・第三次行動計画における目標値

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
H A C C Pに沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合	100% (令和3年度)	100%	H A C C Pに沿った衛生管理が適切に運用されていることを監視等により確認した施設(不適切であったが指導等により改善したものを含む)の割合
食品表示を適切に行っている食品関連事業者の割合	100% (令和3年度)	100%	食品表示が適切に行われていることを監視等により確認した食品関連事業者(不適切であったが指導等により改善したものを含む)の割合

◎施策145食の安全・安心の確保 基本事業14501食の安全・安心の確保

(参考) 令和3年度三重県食品監視指導計画における許可・届出の総数と監視数

許可・届出項目	総数 ^{※1}	監視数 ^{※1、2}
「食品衛生法」に基づく許可	23,147	7,241
「食品衛生法」に基づく届出	7,854	724
三重県食品衛生規則等に基づく届出	340	51

※1：令和4年3月末時点の数値です。

※2：「食品衛生法」に基づく許可及び届出については、監視頻度を定めて監視指導を実施しています。

(参考) 三重県農畜水産物安全確保監視指導計画における目標と実績

「米トレーサビリティ法」に基づく監視指導	対象数	令和3年度目標	令和3年度実績	違反件数
	約720件	180件	180件	0件

「食糧法」に基づく監視指導	対象数	令和3年度目標	令和3年度実績	違反件数
	約300件	50件	51件	0件

「農産物検査法」に基づく監視指導	対象数	令和3年度目標	令和3年度実績	違反件数
	57件 (R3.3末)	10件	11件	0件

施策⑤ 食品等の試験・検査

施策の取組方向

県内で流通する農林水産物及び加工食品等の食品について、微生物、残留農薬、残留動物・水産用医薬品、遺伝子組換え食品、食品添加物等に関し、検査を実施します。また、安全な食肉（食鳥肉を含む）を提供するため、と畜検査、食鳥検査を実施します。

施策の実施状況

【米穀に関する検査】

- 米穀の適正な流通を確認するため、市販されている米穀の科学的検査（DNA検査[※]・産地判別検査）を実施したところ（5件）、検査結果は全て適正でした。

【食品の収去検査[※]等】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から規模を縮小しましたが、消費者に安全な食品を提供するため「三重県食品監視指導計画」に基づき、県内で生産又は流通する食品1,286検体について、微生物、残留農薬、食品添加物、残留抗生物質等の収去検査を実施したところ、規格基準、食品の衛生管理指標[※]等の不適合が33件ありました。不適合となった食品を製造・販売する事業者に対しては、自主検査の実施等について指導を行っています。
- 検査の信頼性を確保するため、GLP[※]に基づいた検査を実施しました。



(食品検査)

【食肉に関する検査】

- と畜検査（生体検査、解体前検査、解体後検査）、食鳥検査（生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査）を全頭（羽）（牛 6, 116 頭、豚 63, 647 頭、鶏 1, 103, 075 羽）実施するとともに、微生物や残留物質等の検査を実施したところ、違反はありませんでした。

【水産物に関する検査】

- 養殖魚における水産用医薬品の残留検査を 20 検体実施しました。また、貝毒による食中毒を防止するため、県内産二枚貝の可食部における麻痺性貝毒及び下痢性貝毒の含有量について、定期検査を 51 回実施しました。さらに、昨年度に貝毒が発生した尾鷲地区において、貝毒プランクトンの検査回数を増加させるとともに、SNS による貝毒検査結果の迅速な情報伝達体制を構築しました。

課 題

【米穀に関する検査】

- 米穀の適正な流通を確認するため、科学的検査による検証が必要です。

【食品の収去検査等】

- 食品の安全性を確保するため、規格基準、食品の衛生管理指標等の適合の指導が必要です。

【食肉に関する検査】

- 安全な食肉（食鳥肉を含む）を提供するため、微生物や残留物質の検査が必要です。

【水産物に関する検査】

- 水産物の安全確保を図り、養殖魚における水産用医薬品の残留検査や、貝毒を原因とする食中毒を防止するための検査が必要です。

今後の対応

【米穀に関する検査】

- 米穀の適正な流通を確認するため、市販されている米穀の科学的検査を実施します。

【食品の収去検査等】

- 「三重県食品監視指導計画」に基づき、計画的に収去検査を実施するとともに、規格基準等に不適合があった場合、指導及び改善確認を実施します。

【食肉に関する検査】

- 安全な食肉（食鳥肉を含む）を提供するため、と畜検査、食鳥検査を全頭（羽）実施するとともに、微生物や残留物質の検査を実施します。

【水産物に関する検査】

- 引き続き、水産物の安全確保を図るため、養殖魚における水産用医薬品の残留検査や、貝毒を原因とする食中毒を防止するための、貝毒検査を定期的を実施します。
また、県内における貝毒プランクトンの検査体制の強化や漁業者に迅速な水産物の出荷自主規制・回収を促すため、令和3年に構築した貝毒検査結果の迅速な情報伝達体制のさらなる整備を進めます。

施策⑥ 調査研究の推進とその成果の普及啓発

施策の取組方向

安全・安心な農産物の生産に関する調査研究を行い、その成果を普及啓発します。

施策の実施状況

- みどりの食料システム戦略に対応した農業生産において、農薬だけに頼らず、さまざまな防除手段を講じる総合的病害虫・雑草管理（IPM）^{*}の導入を促進するため、具体的な実践内容を示した「IPM実践指標」を県ホームページで公表するとともに、産地への普及に取り組みました。
- 水稻で問題となっているスクミリンゴガイの総合防除体系について農業研究所と農業改良普及センターが現地実証を行うとともに、地域の実情に応じた防除体系の構築・普及に取り組みました。

課題

- 食の安全・安心や環境問題への消費者の関心の高まりから、農業生産における農薬使用を最小限に抑える防除技術の確立の調査研究を行い、生産者に対する成果の普及啓発が必要です。
- 「IPM実践指標」に基づき、病害虫に対して適切な手段を講じることにより、農薬の使用が低減され、環境への負荷が軽減されます。このことから、「IPM実践指標」は、生産現場の課題や研究開発の進展に応じた不断の見直しが必要です。

今後の対応

- みどりの食料システム戦略に対応し、農薬の使用を最小限に抑える「病害虫による生産性低下を回避する技術開発」や「農薬代替技術を組み込んだ総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の開発」等の調査研究に取り組み、その成果の普及啓発に努めます。
- 生産現場における課題に対応できる新しい技術開発や情報を収集し、生産現場において技術導入が促進されるよう、「IPM実践指標」の見直しを検討していきます。

【基本的方向1 トピックス】

「貝毒検査結果速報」の情報発信

貝毒とは、アサリ、カキ等の二枚貝が、毒を持っている植物プランクトンを餌として食べることで、貝の体内に蓄積される毒のことです。貝毒の種類は、原因となるプランクトンにより、「麻痺性貝毒」「下痢性貝毒」「記憶喪失性貝毒」「神経性貝毒」等に分けられ、人間が毒を蓄積した貝を食べると食中毒になる場合があります。日本では「麻痺性貝毒」「下痢性貝毒」による食中毒が確認されており、「麻痺性貝毒」の症状が深刻な場合、死亡に至る場合があります。

三重県では、貝毒による食中毒の発生を防止するため、12～8月に県内の各海域で貝毒の原因となるプランクトンの調査を実施するとともに、貝毒が発生しやすい2～8月には、貝の体内に蓄積された毒量を検査する貝毒検査を実施しています。検査の結果、「食品衛生法」の規制値を超える貝毒が検出された場合は、その二枚貝を出荷自主規制・回収の対象とし、市場への流通を規制しています。

また、この貝毒検査結果を、県ホームページ「貝毒検査結果速報 (<https://www.pref.mie.lg.jp/SUISAN/HP/38844033584.htm>)」に掲載し、公表しています。さらに、令和3年には、尾鷲海域のマガキで規制値を超える「麻痺性貝毒」が検出されたことから、貝毒プランクトンの調査回数を増やすとともに、貝毒検査結果を漁業者や漁業関係者にいち早く伝達するため、SNS（LINE）を活用した「みえの貝毒LINE」の運用を開始しました。今後も、漁業者が安全な水産物を出荷できるよう、貝毒検査結果の情報伝達体制の整備を進めていきます。



【貝毒検査結果速報】

<https://www.pref.mie.lg.jp/SUISAN/HP/38844033584.htm>

【みえの貝毒LINE】

LINEで貝毒情報の配信を始めました！

三重県は、貝毒に関する情報いち早くお知らせするため、LINEを活用した無料LINEサービス【みえの貝毒LINE (@kaidokumie)】をスタートしました。

- LINEを活用し、自由に調べるお知らせは水産部課のWEBサイト「貝毒検査結果速報」をリンクして、スマートフォンから最新の情報をご利用いただけます。
- 検査情報は、当業の発、新着動向に合わせた水産部課と生産関係関係者への伝達を目的として配信します。

貝毒検査結果速報

【みえの貝毒LINE (@kaidoku_mie)】ご利用方法

- QRコードをお使いする場合は、1. LINEを開き、ホーム画面上の「友だち追加」のマークをタップします。
- 2. 「QRコード」をタップすると、QRコードの読み取り画面になります。
- 3. QRコードをスマホのカメラで読み取ります。
- 4. 「友達を追加」の画面上で承認します。
- 5. 「追加」を【みえの貝毒LINE (@kaidoku_mie)】にタップすると、配信情報をご利用いただけます。

- メッセージをお使いする場合は、1. LINEを開き、ホーム画面上の「友だち追加」のマークをタップします。
- 2. 画面下の「検索」で「@kaidoku_mie」を検索します。
- 3. 「追加」を【みえの貝毒LINE (@kaidoku_mie)】にタップすると、配信情報をご利用いただけます。

※上記のQRコードの読み取りは、データ通信料がかかりますが、データ通信料が無料となる場合があります。※当ページのQRコードは、1000回までです。(1000回を超えるとQRコードが非表示になります。)

※4. LINEグループは、特定のグループのみ、特定のグループにのみ対応していません。

【お問い合わせ先】

三重県農林水産部 水産部課 畜産班課
〒514-8579 三重県尾鷲市119番地（三重県庁6階）
TEL 059-224-2584

「みえの貝毒LINE」案内リーフレット

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【実施すべき施策】

- ① 県民への情報提供
- ② 食品関連事業者等への情報提供
- ③ 食品関連事業者団体への取組支援
- ④ コンプライアンス意識の向上に対する支援
- ⑤ 自主基準の設定及び公開の促進
- ⑥ 自主的な情報発信等に対する支援
- ⑦ 認証制度の推進
- ⑧ 健全かつ持続可能な経営への支援
- ⑨ 食品関連事業者からの情報への対応等

(1) 基本的方向2の取組方向

県民、食品関連事業者、食品関連事業者団体への情報提供の充実や県民に安全・安心を提供する食品関連事業者等の主体的な取組に対し支援します。

(2) 令和3年度の取組状況

施策① 県民への情報提供

施策の取組方向

県民に対し、食の安全・安心に努力する食品関連事業者等の情報を発信します。

施策の実施状況

- 食中毒発生を防止するため、細菌性食中毒のリスクが高まる夏期に食中毒警報を発令しました（2回）。
- 消費者等に対するカキの正確な知識を普及啓発するため、みえのカキ安心協議会と連携し、「みえのカキ安心システム※」に取り組む食品等事業者の品質管理手法やノロウイルス検出結果、海水温等の海域情報を県ホームページで公開（更新26回）しました。
- 食品等事業者による不良食品等の自主回収の促進と県民の健康に対する悪影響の未然防止が図られるよう、自主回収に関する情報を県ホームページ等で速やかに提供しました（条例に基づくもの4件、「食品衛生法」又は「食品表示法」に基づくもの28件）。
- 関係機関及び食品関連事業者等と連携したイベントの開催やSNSを利用した情報発信等によりGAP農産物をPRすることで、消費者等におけるGAP農産物の認知度向上に取り組みました。
- 県民や流通関係者に「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度※（以下「みえの安心食材表示制度」という。）」により認定された生産物（以下「みえの安心食材」という。）を広く知ってもらうため、生産者の紹介動画やみえの安心食材を使った料理動画を、県ホームページや量販店に設置したデジタルサイネージ等により情報提供しました。



(みえの安心食材のマーク)



(リニューアルした
みえの安心食材の県ホームページ)

課題

- 食中毒発生を防止するため、県民に対する注意喚起が必要です。
- 県民の健康への悪影響を未然に防止するため、自主回収に関する情報を、県民に発信することが必要です。
- 食品安全の取組である国際水準GAPに関する消費者への認知度を高めるため、情報発信が必要です。
- 「みえの安心食材表示制度」に対する消費者の認知度向上のため、制度のPRが必要です。

今後の対応

- 食中毒発生を防止するため、気温の急な上昇など食中毒が発生する可能性が高まった場合、食中毒警報を発令します。
- 食品関連事業者等から自主回収の着手報告を受けた場合、その情報を速やかに県ホームページ等で県民に提供します。
- 消費者の国際水準GAPに関する認知度を高めるため、県内のレストランやファーマーズマーケット等と連携したイベントの開催やSNSを利用した情報発信によるGAP農産物のPRに取り組みます。
- 「みえの安心食材表示制度」の認知度向上を図り、消費者にみえの安心食材を意識して購入してもらえる環境を作るため、県と生産者が協力し、県ホームページ、イベント等での情報発信に取り組みます。

(参考) 県ホームページで情報提供した食品自主回収についての情報(条例第 24 条)

No.	報告月	食品名	回収の原因	報告義務の分類、理由
1	4月	加熱食肉製品	賞味期限の誤表示	消費期限・賞味期限の表示基準に違反するもの
2	4月	焼菓子	店頭POPのアレルゲン(卵、大豆)の記載漏れ	健康上の被害が生じる恐れがあるもの
3	5月	缶チューハイ	容器包装(缶)からのアルミの突出	健康上の被害が生じる恐れがあるもの
4	5月	魚介類加工品	アレルギー推奨表示(ごま)の欠落	健康上の被害が生じる恐れがあるもの

(参考) 「食品衛生法」又は「食品表示法」に基づく食品自主回収情報は厚生労働省のホームページで公表されています。

施策② 食品関連事業者等への情報提供

施策の取組方向

食に関する法令や生産資材[※]に関する情報等、食品関連事業者、食品関連事業者団体が必要とする情報を提供します。

施策の実施状況

【食品衛生に関する情報提供】

- 食品等事業者に食中毒の注意喚起を行うため、細菌性食中毒のリスクが高まる夏期に食中毒警報を発令しました(2回)。
- 令和3年6月に全面施行された「改正食品衛生法」に基づき、すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を行う必要があることから、食品等事業者団体と連携しながら、保健所ごとにHACCPに関する説明会を開催しました。
- 食品衛生責任者[※]再講習等の講習会(355回)や衛生監視等を通じて、食中毒の予防を啓発するとともに、HACCPに沿った衛生管理の制度化等、「食品衛生法」の改正に伴う制度変更について周知及び導入を支援しました。

【食品表示等に関する情報提供】

- 食品等事業者や食品等事業者団体に対して「食品表示法」に基づく食品表示制度について情報提供するため、講習会を実施しました（251回）。また、「景品表示法」に関する食品表示についても、県ホームページやパンフレットによる周知及び講習会により情報提供しました。さらに、みえジビエや豚熱ワクチン接種豚の安全性を周知するため、精肉を取り扱う食品等事業者等に対して、リーフレットを配布し理解の醸成に努めました。

【国際水準GAPに関する情報提供】

- GAP認証取得した生産者や農産物に対する理解を促進し、GAP農産物の販売機会を創出するため、「伊勢茶」及び「三重なばな」の三重県フェアを開催するなど、ラグジュアリーホテルや三重テラス、食品関連事業者等に対しGAP農産物の紹介を行うとともに、SNS等により、これらの取組を情報発信しました。

【みえジビエに関する情報提供】

- みえジビエの品質及び衛生管理のさらなる向上につながるよう、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル※」及び「みえジビエフードシステム登録制度※」を事業者へ情報提供しました。

【みえの安心食材に関する情報提供】

- 食品等事業者が農林畜産物を購入する際に、みえの安心食材を選択できるよう、リニューアルした県ホームページを通じて情報提供しました。

【米穀に関する情報提供】

- 米穀取扱事業者が「米トレーサビリティ法」の内容を熟知し、遵守できるよう、米穀取扱事業者に対する巡回指導（180回）や、食品関連事業者団体が開催する講習会において、法令について情報提供しました。
- 生産者が米穀の適正な取引記録の作成・保存や消費者に産地情報を正しく伝達できるよう、法令について普及指導員を通じた啓発に取り組みました。



（産地情報の掲示用ポスター）

課 題

【食品衛生に関する情報提供】

- 食品等事業者が規格基準の法令を遵守するとともに、食中毒の危害発生を防止できるよう、食品衛生に関する的確な情報提供が必要です。
- 食品等事業者に対し、「食品衛生法」の改正に伴い見直された営業許可制度と、新たな営業届出制度への対応に向けた支援が必要です。

- 食品等事業者がH A C C Pに沿った衛生管理を適切に行えるよう、引き続きH A C C P導入の支援が必要です。

【食品表示等に関する情報提供】

- 新たな加工食品の原料原産地表示制度への対応等、食品等事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行えるよう、「食品表示法」や「景品表示法」等関係法令について、適切な情報提供や理解促進が必要です。

【国際水準G A Pに関する情報提供】

- 国際水準G A Pの普及定着に向けて、実需者のさらなる理解促進が必要です。

【みえジビエに関する情報提供】

- 登録事業者自らが、みえジビエの品質向上につなげられるよう、衛生管理のさらなる啓発が必要です。

【みえの安心食材に関する情報提供】

- 消費者の理解度向上や飲食店等での活用の促進のため、生産者情報の発信が必要です。

【米穀に関する情報提供】

- 米穀及び米穀を原材料とする一部の加工品については、「米トレーサビリティ法」を遵守できるよう、法令に関する情報提供が必要です。

今後の対応

【食品衛生に関する情報提供】

- 食品等事業者が規格基準の法令を遵守するとともに、食中毒等を起こさないよう、引き続き、講習会により、食品衛生に関する情報を提供します。
- 食品等事業者に対し、「食品衛生法」の改正に伴い見直された営業許可制度と、新たな営業届出制度への対応に向けて支援します。
- 食品等事業者がH A C C Pに沿った衛生管理を適切に行えるよう、引き続きH A C C P導入を支援します。

【食品表示等に関する情報提供】

- 県ホームページやパンフレットの配布、監視指導や食品表示講習会の機会を通じて、食品等事業者に対し、「食品表示法」や「景品表示法」等関係法令について情報提供します。

【国際水準G A Pに関する情報提供】

- 食品等事業者の国際水準G A Pに対する認知度を高めるため、実需者とのマッチング機会の創出に取り組みます。

【みえジビエに関する情報提供】

- 「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」及び「みえジビエフードシステム登録制度」の普及啓発を推進するため、関係事業者への説明会を通じた、より充実した情報提供に取り組みます。

【みえの安心食材に関する情報提供】

- みえの安心食材の認知度向上や消費拡大を図るため、消費者や食品等事業者に対し、みえの安心食材やその生産者に関する情報を県ホームページや量販店に設置したデジタルサイネージ等で発信します。

【米穀に関する情報提供】

- 「米トレーサビリティ法」の周知徹底のため、米穀取扱事業者への巡回指導を実施するとともに、食品関連事業者団体と連携し、米穀取扱事業者に対して法令について情報提供します。

施策③ 食品関連事業者団体への取組支援

施策の取組方向

食品関連事業者団体を実施する食の安全・安心の確保に向けた取組を支援します。

施策の実施状況

- 食品等事業者団体が行う食品衛生指導員の新規養成講習会の開催を支援しました。また、食品衛生指導員が衛生管理等の指導や食品衛生の普及に加えて、適正な食品表示制度を周知できるよう、食品衛生指導員を対象とした表示講習会を実施しました（15回、717人）。
- 消費者の「食」に対する信頼確保に取り組むため、「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」と連携して食品製造事業者における衛生管理の基本概念である食品衛生7S[※]やISO22000[※]、HACCPに関するオンライン研修を実施するなど、食品衛生・品質管理にかかる人材育成に取り組みました。
- 安全・安心な農産物に対する消費者のニーズに応えるため、国際水準GAPの認証取得の推進に向けて、JAグループ・市町・県の関係者が、「三重県における農産物のGAP推進方針2020（令和2年4月策定）」に基づき、推進体制の整備、認証取得に向けた指導・支援、認知度の向上に取り組みました。

- 消費者が安心して食べられる美味しい米を供給するため、三重の米ブランド化推進会議が掲げる「三重の米行動指針ライスプロミス6※（消費者との6つの約束）」の実現に向け、県内の米関連団体が実施する品質向上に向けた生産対策や食育運動と連携した流通販売対策の取組を支援しました。

課題

- 食の安全・安心確保の取組を効率的・効果的に食品関連事業者に浸透させるため、食品関連事業者団体が積極的に役割を果たせるよう支援が必要です。
- 食品衛生及び食品表示の適正化を図るため、食品等事業者が行う自主的な取組が促進されるよう、引き続き、食品等事業者団体が行う講習会の取組への支援が必要です。
- 消費者の衛生意識の高まりを受け、食品関連事業者における衛生管理の徹底とH A C C P等衛生管理手法導入の中心となる人材の育成が必要です。
- 国際水準G A P 認証取得に向けた指導・支援や認知度の向上に取り組むことが必要です。
- 県内の米関連団体がめざす、安全で美味しいお米を提供し、消費者から信頼・支持される産地づくりの実現が必要です。

今後の対応

- 食品等事業者団体に対して、自主的に行われる営業許可施設の衛生巡回指導や各種研修会の開催の活動を支援します。
- 食品衛生に係る人材を育成し、「みえの食」の安全性及び信頼性を確保するため、衛生管理の基本概念である食品衛生7 SやI S O 22000、H A C C Pに関する研修を「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」と連携して実施します。
- G A P 農産物の販売機会の創出や生産者によるG A P 認証取得を推進するため、J A グループ・市町・県と連携して、認証取得に向けた指導・支援や認知度の向上に取り組みます。
- 消費者から信頼・支持される産地づくりの実現に向け、地域に応じた生産対策や多様な流通販売対策を支援します。

施策④ コンプライアンス意識の向上に対する支援

施策の取組方向

食品関連事業者におけるコンプライアンス※意識の向上や関係法令に関する理解の促進を図るとともに、食品関連事業者内の意識向上等に向けた体制の整備をはじめ、食品関連事業者の自主的な取組を支援します。また、その効果を検証し、改善を進めます。

施策の実施状況

- 食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上を図るため、食品等事業者団体と連携して開催する食品衛生講習会により、関係法令について情報提供しました。また、食品等事業者団体が行う「景品表示法」に関する団体会員への啓発を支援するため、パンフレットを提供するとともに、食品等事業者を対象とした研修会により、「景品表示法」について情報提供しました。
- 食品関連事業者のコンプライアンス意識を高めるため、医療保健部、環境生活部及び農林水産部が連携し、食品関連事業者に対してWebを活用した講習会を開催しました（1回、31名参加）。
- 米穀取扱事業者のコンプライアンス意識を高めるため、巡回指導（180回）し、リーフレットを配布しました。



（コンプライアンス研修会）

課題

- 食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上や関係法令に関する理解の促進が必要です。

今後の対応

- 食品等事業者団体と連携し、引き続き、食品衛生講習会等において、コンプライアンスや「景品表示法」をはじめとする各種法令に関して啓発します。また、食品等事業者を対象に、コンプライアンス意識の向上を目的とした研修会を開催します。

施策⑤ 自主基準の設定及び公開の促進

施策の取組方向

食の安全確保に関する自主管理体制の整備に必要な管理基準の設定を促進するとともに、HACCPシステム等をはじめとした先進的なシステムの導入を図り、自主的な公開を促進します。

施策の実施状況

【農畜産物】

- 「三重県における農産物のGAP推進方針2020（令和2年4月策定）」に基づき、農業の生産活動を工程ごとにチェックするGAPの取組拡大に向け、「GAP推進指導員※」を通じた生産者の認証取得や実践活動への支援に取り組みました。

- G A P 認証の必要性や重要性を啓発するため、生産者部会を対象とした研修会や勉強会（13回、193名参加）を開催しました。
- 畜産においては、生産者へ訪問する機会を利用し、農場H A C C PやJ G A P家畜・畜産物^{*}の具体的な普及啓発に取り組みました。

【林産物】

- みえジビエの衛生管理及び品質のさらなる向上につなげるよう、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」を管理運営するとともに、制度の周知を図るため、捕獲者や解体処理事業者へ情報提供しました。
- きのこと生産者に対して、「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル^{*}」を活用しながら、巡回指導や技術相談を通じて適正な品質・衛生管理の普及を図りました。また、出前トークや移動林業研究所の活動を通じて、安全・安心なきのこの生産・消費についてP R活動しました。

【水産物】

- 水産業の発展に向け、県産水産物の差別化を図り、新たな販路開拓に活用されるよう、水産物認証制度の普及啓発を図りました。
- 水産資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物を認証する水産エコラベルについて、県内の漁業者等による認証取得は10件となりました。さらに、令和3年度には県内漁業者が所属する全国団体が遠洋かつお一本釣り漁業で認証を取得しました。

【卸売市場】

- 卸売市場の関係事業者（指定管理者、卸売業者、仲卸業者、関連事業者）を対象としたH A C C P研修会（2回）を開催し、衛生管理について情報提供しました。

課 題

【農畜産物】

- 国際水準G A Pの実践は、安全・安心な農産物の供給や生産者の経営意識の向上につながる重要な取組であることから、生産者に対する指導・支援が必要です。
- 畜産農場における農場H A C C Pを新たに導入する生産者を増やすため、講習会の開催等による普及啓発が必要です。

【林産物】

- 安全・安心なみえジビエを提供するため、野生獣肉の解体処理事業者へ「みえジビエフードシステム登録制度」の普及啓発が必要です。
- 消費者に安全・安心なきのこを提供するため、適正な品質・衛生管理の普及啓発が必要です。

【水産物】

- 国連サミットで採択されたSDGsの目標や、令和2年12月に施行された「改正漁業法」では、適切な管理による水産資源の持続可能な利用が求められていることから、持続可能性を担保する水産エコラベル認証の取得促進が必要です。

【卸売市場】

- 生鮮食品を取り扱う卸売市場の関係事業者に対して、HACCPに沿った適切な衛生管理の啓発が必要です。

今後の対応

【農畜産物】

- JAグループ・市町・県で構成する「地域GAP推進チーム」を核に、GAPを実践している生産者や実践をめざす生産者に対して、取組状況に応じた支援を行います。
- 生産者への個別訪問やオンライン講習会等の開催により、畜産農場における農場HACCPの導入を推進します。

【林産物】

- 「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」及び「みえジビエフードシステム登録制度」の普及を図り、捕獲者や解体処理事業者等の衛生・品質管理向上の取組を推進します。また、引き続き、県ホームページ等で情報発信し、ジビエを取り扱う飲食店や加工事業者等へ周知します。
- 「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」を活用し、きのこ生産者への適正な品質・衛生管理を促進するとともに、各種展示会への出展や出前トーク等の活動を通じて、安全・安心なきのこの生産・消費についてPR活動します。

【水産物】

- 県産水産物の持続可能性を担保する水産エコラベル認証の取得を促進するため、認証制度の普及啓発を図り、認証取得に向けた事業者の意識を醸成します。

【卸売市場】

- 卸売市場の関係事業者を対象としたHACCPに沿った衛生管理に関する情報提供を通じて、衛生管理計画の策定・改善への取組を促進します。

施策⑥ 自主的な情報発信等に対する支援

施策の取組方向

県民が合理的に食品等を選択できるよう、生産者や食品関連事業者等の自主的な情報提供を支援します。

施策の実施状況

- みえジビエの普及、販路拡大に向けて、捕獲、解体から販売に至るみえジビエ登録事業者で構成する「NPO法人みえジビエ推進協議会」と連携して、ECサイト掲載・プロモーション動画による情報発信やSNS・メディアを通じてPRしました。
- 生産者に、自らの生産物がみえの安心食材であることをPRしてもらうため、登録者等を対象とした研修会で、県ホームページやポスター等の活用について情報提供しました。

課題

- みえジビエ登録事業者が、消費者や実需者に対して、みえジビエの普及啓発に取り組むことが必要です。
- 生産者が、「みえの安心食材表示制度」の活用により、主体的に情報発信に取り組めるよう、みえの安心食材の生産者に対して、制度への参画を促進するとともに、PR活動への支援が必要です。

今後の対応

- みえジビエの消費者への認知度やブランド力の向上に向けた、登録事業者によるPR活動の継続を引き続き支援します。
- 「みえの安心食材表示制度」の普及啓発に向け、オンライン参加も可能な研修会を県内各地域で開催するとともに、みえの安心食材の生産者が主体となり、県ホームページや生産物へのマーク表示等を活用し情報発信を行えるよう、引き続きPR活動を支援します。

施策⑦ 認証制度の推進

施策の取組方向

環境に配慮した生産方式や食の安全・安心を確保する生産管理により県内で生産される農林水産物や、県内で生産された農林水産物を使い県内で製造される加工食品に関する認証制度、高品質で安全な食品を提供するためのHACCPシステムに基づく認定制度等を積極的に推進します。

施策の実施状況

【農畜産物】

- 「地域GAP推進チーム」を核に、ターゲットとする生産者を明確にし、取組状況に応じた支援を実施しました。その結果、15件が新たに国際水準GAPの認証を取得しました。これにより、県内で取得された国際水準GAPの認証数は105件となりました。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック大会の終了に伴い「三重ガイドラインGAP認証制度※」を廃止し、国際水準GAP認証の取得をめざすGAP実践生産者に国際水準GAP基準書の各管理点に基づく「三重県国際水準GAP支援制度※」を新たに設置し確認支援しました。
- 畜産においては、農場HACCPやJGAP家畜・畜産物の指導員を含む地域推進チームと関係団体が連携して、認証取得等をめざす生産者に対して生産衛生管理プログラムの策定、衛生検査、従業員教育等を支援しました。その結果、新たに2農場（肉牛）が農場HACCP認証※を取得しました。これにより、県内で農場HACCP認証を取得した生産者は23農場、国際水準GAPの認証を取得した生産者は畜産物14農場となりました。
- 有機農業は、農業の持続的な発展や環境と調和のとれた農業生産のために重要であることから、有機農業に関心を持つ生産者を対象とした研修会を開催しました。また、有機JAS制度※に係る指導・助言を実施する有機農業指導員を12名育成し、指導体制を強化しました。
- 「みえの安心食材表示制度」の普及啓発に向け、みえの安心食材の生産者やこれから取り組もうとする生産者を対象とする研修会（オンライン参加を含む）を開催しました。令和4年3月末現在で、登録件数は1,186件となりました。
- 公募により選定された三重県育成の水稻品種「三重23号」の生産者に対し、「みえの安心食材表示制度」の認定取得を推進しました。みえの安心食材の認定を受け、独自の品質基準に適合した米だけがブランド米「結びの神」として販売されています（75生産者）。



（ブランド米「結びの神」）

【林産物】

- メディア等を通じて、「みえジビエフードシステム登録制度」をPRしました。令和4年3月末現在、32業者、90施設、60人の登録があります。



(みえジビエ登録事業者看板)

【水産物】

- 水産業の発展に向け、県産水産物の差別化を図り、新たな販路開拓に活用されるよう、水産物認証制度の普及啓発を図りました。
- 水産資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物を認証する水産エコラベルについて、県内の漁業者等による認証取得は10件となりました。さらに、令和3年度には県内漁業者が所属する全国団体が遠洋かつお一本釣り漁業で認証を取得しました。(再掲)

課 題

【農畜産物】

- 国際水準GAPの認証取得及び継続は、安全・安心な農産物の供給や生産者の経営意識の向上につながる重要な取組であることから、生産者に対する指導や支援が必要です。
- 農場HACCPの認証取得を推進するため、生産者に対する支援が必要です。
- 県内における有機認証事業者数は27事業者（農林水産省「県別有機認証事業者数（令和2年3月31日現在）」）と少ないことから、有機農業指導員を育成するなど、有機JAS認証に係る指導体制の強化が必要です。
- 生産者の高齢化等により、「みえの安心食材表示制度」の認定件数は減少傾向となっていることから、取組に参画する生産者の拡大に向け、担い手をターゲットにした普及啓発が必要です。
- 三重県育成の水稻品種「三重23号」をブランド米「結びの神」として販売するためには、「みえの安心食材表示制度」の認定を受け、独自の品質基準に適合している必要があるため、認定取得に向けた推進が必要です。

【林産物】

- 県内全域において安全・安心なみえジビエを安定供給できる体制の強化が必要です。

【水産物】

- 国連サミットで採択されたSDGsの目標や、令和2年12月に施行された「改正漁業法」では、適切な管理による水産資源の持続可能な利用が求められていることから、持続可能性を担保する水産エコラベル認証の取得促進が必要です。(再掲)

今後の対応

【農畜産物】

- J Aグループ・市町・県で構成する「地域G A P推進チーム」を核に、認証取得した生産者や認証取得をめざす生産者に対して、取組状況に応じた支援を行います。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会の終了に伴いJ G A P家畜・畜産物認証による販路拡大対策が終了したことから、今後は農場H A C C Pの認証取得をめざす生産者を対象に、生産衛生管理マニュアルや帳簿の整備、衛生検査等を重点的に指導します。
- 有機栽培や化学農薬・肥料を削減した環境負荷を軽減する栽培方法の拡大に向けた指導人材の育成に取り組みます。
- 「みえの安心食材表示制度」の普及啓発に向け、県ホームページやイベントにより消費者への認知度向上を図るとともに、研修会の開催等により、担い手を対象に制度のP Rに取り組みます。
- 「三重の新たな米協創振興会議」を通じて、三重県育成の水稻品種「三重 23 号」生産者に対して「みえの安心食材表示制度」の認定取得を推進します。

【林産物】

- 「みえジビエフードシステム登録制度」への登録事業者及び人材の確保に向けたメディア等を通じたP R活動により、さらなる制度の周知や流通体制の強化を図ります。

【水産物】

- 県産水産物の持続可能性を担保する水産エコラベル認証の取得を促進するため、認証制度の普及啓発を図り、認証取得に向けた事業者の意識を醸成します。（再掲）

施策⑧ 健全かつ持続可能な経営への支援

施策の取組方向

食品関連事業者が食の安全・安心や環境保全等をふまえ、食品の安定供給や健全な経営に向けて行う自主的な取組を支援します。

施策の実施状況

- 農業の生産活動を工程ごとにチェックするG A Pの取組拡大に向け、「G A P推進指導員」を通じた生産者の認証取得や実践活動への支援に取り組みました（276件）。

- 「みえフードイノベーション※」の取組を一層進めるため、オンラインを活用してネットワーク会員間の交流をより活発に進める「みえフードイノベーションプラットフォーム」の運用を開始しました。プラットフォームでは、事業者ニーズを捉えた講座の開催、新商品・新サービス開発に向けたプロジェクトの創出、デジタル食材カタログを活用した商談会の開催に取り組みました。また、新たな連携による商品やサービスの創出に向けた交流研修会を開催し（参加者 35 名）、ネットワーク参加事業者間の交流を図りました。



（交流研修会の開催）

- 販路拡大をめざす食品等事業者を対象に、国内外からバイヤーを迎えてオンライン商談会「食の大商談会 in みえ」を開催しました。商談会と併せて、オンライン商談を効果的に活用する商談スキル向上研修を開催しました。令和 4 年 1 月 28 日に開催された「食の大商談会 in みえ（国内向け）」には三重県内の 96 事業者が出展し、308 件の商談が、また、令和 4 年 2 月 14 日から 28 日にかけて開催された「食の大商談会 in みえ（海外向け）」には、三重県内の 29 事業者が出展し、57 件の商談が行われました。
- 国の「みどりの食料システム戦略」に対応し、有機栽培等、環境負荷を軽減する営農活動を行う生産者に対して、「環境保全型農業直接支払交付金※」を通じた支援に取り組みました（19 件、193ha）。

課 題

- G A P の実践が、持続可能な経営改善に有効な取組であることを、生産者に広く周知することが必要です。
- 新たな連携や新商品・新サービスを創出するためには、取組成果の P R や「みえフードイノベーションプラットフォーム」の活用が必要です。
- 県内食関連事業者の商談機会を創出するとともに、限られた商談機会を着実に生かせるよう、多様な事業者の連携による新たな価値創出の促進が必要です。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、これらの取組に対する継続した支援が必要です。

今後の対応

- 農業の生産活動を工程ごとにチェックする G A P の取組拡大に向け、「G A P 推進指導員」を通じた生産者の認証取得や実践活動を支援します。
- さまざまな機会を通じて「みえフードイノベーション・ネットワーク」への参画を促すとともに、「みえフードイノベーションプラットフォーム」を活用し、新たな連携や新商品・新サービスの開発に向けたプロジェクトの創出を支援します。

- 県内の食関連産業の特長を生かしつつ、クリエイティブ人材との多様な連携を推進し、洗練されたサービスや新たな価値創出を支援します。また、官民が協働して、「みえの食」に関する情報発信や商談機会を設けることにより、新たな販路や消費の拡大を支援します。
- 引き続き、国の「みどりの食料システム戦略」に対応した「環境保全型農業直接支払交付金事業」を通じて生産者を支援します。

施策⑨ 食品関連事業者からの情報への対応等

施策の取組方向

食品関連事業者が食の安全・安心や食品表示に関する情報提供をしやすい環境を整備するとともに、提供された情報に迅速に対応します。

施策の実施状況

- 食品関連事業者に対し、研修会、県ホームページ、リーフレットを用いて、企業の社会的責任や倫理の意識向上に必要な情報、危害情報提供者の保護制度や危害情報提供窓口に関する情報を周知しました。

課題

- 食品関連事業者が食の安全・安心を損なう、又は損なうおそれがある情報を提供しやすい環境の整備が必要です。

今後の対応

- 食品関連事業者を対象とした研修会や巡回指導を通じて、危害情報申出に係る各法令担当部署に関する周知を図り、危害情報の申出を行いやすい環境整備を進めます。
- 食品関連事業者から提供された危害情報については、慎重かつ迅速な調査を実施し、不適正な事実があると認められる場合は法令に基づき適正に措置します。

【基本的方向2 トピックス】

県ブランド米「結びの神」について

三重県で生まれたお米「結びの神」。県内の選ばれた農家が栽培する自信作です。全国各地でブランド米の競争が激化する中、三重県の「結びの神」は認知度が上がり、需要が拡大しています。

“猛暑でも安定した収穫量で高い品質、そして、美味しいお米”を目標に、三重県農業研究所が三重県の気候や環境に適した「三重23号」を開発しました。さらに、この「三重23号」のうち、以下の厳しい基準をクリアしたお米のみが、「結びの神」として販売されます。

- ・化学農薬の節減やたい肥の活用等、環境にやさしい方法で生産され、第三者機関が生産方法や栽培履歴の現地調査を行う「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」に生産者が登録・認定されていること。
- ・農産物検査で1等米格付けであること。
- ・玄米タンパク含有量が6.8%以下であること（お米は、タンパク含量が低いと美味しいと言われています）。

「結びの神」は、県内外のスーパーや量販店での販売のほか、組み合わせる食材の味わいを引き立てる米として、飲食店・ホテル等で利用されています。

さらに多くの消費者に知ってもらうため、令和3年度は、

6月 女子ラグビー7人制大会優勝チーム及びMVP選手等への副賞として提供

9月 「結びの神」の特長を活かした料理PR動画の公開

9月 飾り巻き寿司を作るレシピ動画の公開

10月 需要の伸びに対応し、パックご飯として販売

11月 「クイズで学ぶ三重の米とブランド米・結びの神」をイベント開催

1月 ポケモン「ミジュマル」とのコラボ商品の発売

などのPR活動を行いました。今後も、多くの人に、安全・安心で美味しい「結びの神」を購入していただけるよう活動を続けていきます。



(料理PR動画作成)



(クイズイベント)

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

- 【実施すべき施策】
- ①情報提供の推進
 - ②食の安全・安心に関する教育の推進
 - ③相談対応の充実

(1) 基本的方向3の取組方向

県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め判断、選択を行えるよう、県民の立場に立った情報提供を充実させるとともに学習機会を提供します。

(2) 令和3年度の取組状況

施策① 情報提供の推進

施策の取組方向

県ホームページ、県政だより、情報誌、メールマガジンや学習講座等の多様な手段を活用し、県民への情報提供を推進します。

施策の実施状況

【健康被害防止に関する情報】

- 健康被害防止を啓発するため、食品衛生月間（8月）に県内各地の大規模小売店や商工会等（23箇所）において、啓発資材の設置やパネル展示を行いました。また、食中毒警報（2回）や自主回収情報を県ホームページへ公表（自主回収情報：23ページ参照）するとともに、食中毒の発生時には、施設情報を公表しました（4回（四日市市分を除く））。
- 消費者や食品等事業者が、食中毒予防の正しい知識や意識を持てるよう、チラシの配布や講習会により、食品等事業者団体、学校給食関係者に情報提供しました。また、家庭でできる食中毒予防のポイントについて、県ホームページを活用して情報提供しました。

【食品表示に関する情報】

- 県ホームページやパンフレットにより、県民に「食品表示法」や「景品表示法」等関係法令について情報提供しました。

【食の安全・安心に関する情報提供】

- 食の安全・安心に関する情報の発信を総合的に行う県ホームページ「食の安全・安心ひろば」において、食に関する情報の掲載（342件）に取り組むとともに、食品表示に関する情報をわかりやすく発信しました。

- 食の安全・安心に対する関心を高めるため、高等教育機関と連携し、食品関連事業者による食の安全・安心を確保する取組について調査しました。その調査した取組からリーフレットを作成し、県民に配布しました。
- 県民の食の安全・安心に関するニーズを把握するための意識調査を実施し、結果を県ホームページで公表しました。
- 県民に、健康や食生活に関する県の取組等の情報を提供するため、「食の安全・安心研修会」（1回、43名）や、意見交換会（2回、22名）を、Webを活用して行いました。
- 県民が正確な情報を生活の中に取り入れて活用できるよう、子育て情報誌や食育情報雑誌に暮らしに役立つ食の安全・安心に関する情報を掲載しました（19回）。
- 県立図書館及び県庁において、パネル展示を行いました。
- 豚熱による風評被害を抑止するため、県民に情報を伝える機会の多い精肉を扱う食品等事業者、小中学校の生徒や保護者に豚熱に関して情報提供するとともに、豚熱や豚熱ワクチン接種豚、みえジビエの安全性を、県ホームページにより情報提供しました。
- アフリカ豚熱等家畜伝染病の侵入防止対策として、海外からの肉製品の持ち込みが違法であることを県民に周知するため、県ホームページやポケットティッシュの配布により情報提供しました。

【検査・監視指導に関する情報】

- 食の安全・安心確保に向けた取組を周知するため、「三重県食品監視指導計画」及び「三重県農畜水産物安全確保監視指導計画」を県ホームページで公表しました。また、それらの計画に基づき実施した食品の検査や農畜水産物の監視指導結果を半期ごとに県ホームページで公表しました。

➤県民への情報提供に関する取組



(HP「食の安全・安心ひろば」)



(精肉店等に配布したチラシ)

課 題

【健康被害防止に関する情報】

- 食品による健康被害を防止できるよう、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス、カンピロバクター等による食中毒の発生防止に関する情報提供が必要です。

【食品表示に関する情報】

- 県民が正しく食品を選択できるよう、「食品表示法」や「景品表示法」等に関する情報提供が必要です。

【食の安全・安心に関する情報】

- 県民のニーズを把握し、わかりやすい情報や学習機会の提供が必要です。

【検査・監視指導に関する情報】

- 県による食の安全・安心確保に向けた取組を周知するため、食品の検査や農畜水産物の監視指導結果の公表が必要です。

今後の対応

【健康被害防止に関する情報】

- 食品による健康被害を防止するため、県ホームページやパンフレットを活用し、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス、カンピロバクター等による食中毒や食品に起因する健康被害の防止方法について広く情報提供するとともに、食中毒警報や食中毒発生情報を公表します。

【食品表示に関する情報】

- 「食品表示法」や「景品表示法」等に関する情報について、引き続き、県ホームページやパンフレットの配布を通じて県民に情報提供します。

【食の安全・安心に関する情報】

- 県民のニーズに応じた情報を提供するため、意識調査を実施するとともに、県ホームページ「食の安全・安心ひろば」において、引き続き食の安全・安心にかかる情報をわかりやすく発信します。
- 引き続き、食の安全・安心に関する関心を高めるため、高等教育機関と連携し、効果的な情報発信方法を検討します。
- 食の安全・安心確保に向けた取組や関連情報が広く認知されるよう、関係部署・団体と連携し、各種イベントにおいて情報提供するとともに、講習会の開催や出前トークを実施します。

【検査・監視指導に関する情報】

- 食品に関する検査及び農畜水産物の監視指導結果について、県ホームページにおいて半期ごとに公表します。

施策② 食の安全・安心に関する教育の推進

施策の取組方向

幅広い世代において、食の安全・安心について考える力や選択する力を養うため、食育[※]を通じて学校や家庭、地域で食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための教育を推進します。

施策の実施状況

【各ライフステージにおける食育】

- 豊かな生活・地域・環境を支える食育の取組方針「第4次三重県食育推進計画[※]」に基づき、県民が食の安全・安心に関する正しい知識と理解を深め、適正に判断・選択できるよう、「第4次三重県食育推進計画」の啓発冊子を作成及び配布し、情報提供や学習機会を創出しました。また、食品関連事業者や関係団体、市町等さまざまな主体と連携、協働して、「みえの地物一番」と連動した効果的な食育を推進しました。



啓発冊子「食育ノート」
(第4次三重県食育推進計画)

- 県民に適切な食習慣の定着を図るため、幅広い世代が利用する県立図書館等において、野菜摂取やバランスのよい食事を取るための、栄養成分表示の活用に向けた展示を行うなど、啓発に取り組みました（26回）。



6月
県立図書館と連携した食育月間の啓発



6月
保健所での食育月間の啓発

- 県民の野菜摂取を促し、自ら健康的な食生活を実践できるよう「第8回健康野菜たっぷり料理グランプリ（ベジ-1グランプリ）」を実施しました。また、応募作品の中から選ばれた優秀作品のレシピやPR動画を県ホームページに掲載するとともに、優秀作品の中から、県民のWeb投票によりグランプリを決定しました（応募作品数201点）。

➤野菜摂取推進のため開催した取組（健康野菜たっぷり料理グランプリ）



（募集チラシ）



第8回健康野菜たっぷり料理グランプリ
最優秀作品

- 平成25年度から3年間取り組んだ「食塩エコ～社員食堂節塩モデル事業」の成果をリーフレット等にとりまとめ、他の事業所に配布するなど、働く世代の生活習慣病予防の食習慣の定着に取り組みました。



野菜摂取推進マスコットキャラクター
「フェアリーベジ」

【児童・生徒に対する食育】

- 子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成できるよう、地場産物を使った「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施し、優秀作品（詳細は45ページ）を表彰するとともに、コンクール結果を県ホームページで紹介しました。

【地域食材の導入推進】

- 学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、子どもたちが食材やその生産者への関心・理解を深められるよう、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた食材や背景を、関係団体を通じて提供しました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県産食材（畜水産物）を使用するとともに、授業や給食時間に県産食材や県産食材生産者に関する動画の活用に取り組みました。

- 三重県地域食育推進連絡会議を通じて、「みえ地物一番給食の日[※]」の充実等、学校給食における地域食材の使用を推進しました。

課 題

【各ライフステージにおける食育】

- 食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、県民の心身の健康増進と豊かな人間形成を推進するため、食育の推進が必要です。
- 食塩の摂取量は減少傾向ですが、目標（「三重の健康づくり基本計画」に定めた成人1日あたりの平均食塩摂取量 8.0g）には達していません。
- 野菜の摂取量は、目標（「三重の健康づくり基本計画」に定めた成人1日あたりの平均野菜摂取量 350g）に対して約 100g 不足（平成 28 年県民健康・栄養調査より）しており、特に女性は若い世代で摂取量が少ない傾向にあります。
- 減塩や野菜摂取を実践することは、生活習慣病やがんの予防に重要であり、県民が各ライフステージにおいて自ら健康的な食生活を実践できるよう、バランスのとれた食事の普及啓発が必要です。

【児童・生徒に対する食育】

- 家庭におけるライフスタイルの多様化に伴い、偏った栄養摂取、不規則な食事、とりわけ朝食の欠食等、児童・生徒の食生活にさまざまな課題が見られます。
このため、学校や地域において食生活の改善や食の安全・安心に関する知識を含めた、幅広い視点による食育を進めることが必要です。
- 食生活の改善に向けて特別な支援を必要とする子どもに関わる保護者や教員は、個々に応じた食育のあり方（障がいの特性に応じたアプローチ手法）について学習する機会が少なく、指導方法に苦慮しています。
このため、食生活の改善のための知識や方法を学習する機会を設けることが必要です。

【地域食材の導入推進】

- 学校給食に地域食材を使用することは、子どもたちが地域の自然、文化、産業への理解を深めるなど、食育を進める上で大きな教育的意義があることから、学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、学校給食における地域食材の使用推進が必要です。

今後の対応

【各ライフステージにおける食育】

- 各ライフステージにおいて、県民が自ら健康的な食生活を実践できるよう、「第4次三重県食育推進計画」に基づき、豊かな生活・地域・環境を支える食育の推進に取り組むとともに、さまざまな主体と連携しながら、減塩や野菜摂取等、バランスの良い食生活に向けた普及啓発に取り組みます。

【児童・生徒に対する食育】

- 子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成するため、引き続き、地場産物を使った「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」や「みえ地物一番給食の日」を実施し、優秀作品を県ホームページで紹介します。
また、「みえ地物一番給食の日」に取り組んだ給食献立も県ホームページで紹介し、家庭や地域における食育を支援します。
- 食の安全・安心に関して子どもたちの考える力を醸成するため、市町や関係機関と連携し、学校における食育担当者や栄養教諭による指導體制の整備を図ります。
- 食生活の改善に向けて特別な支援を必要とする子どもへの食育を推進するとともに、保護者や教員が食生活の改善や食品ロスの削減等、食育の実践を具体的に学習できる講習会を開催します。

【地域食材の導入推進】

- 学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、「みえ地物一番給食の日」を実施し、学校給食における地域食材の使用を推進します。また、学校における食育を充実させるため、子どもたちの地域の農林水産業に対する関心や理解を深める教材を提供していきます。

～「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」 優秀作品～

小学生の部



三重の地物で栄養たっぷり！元気100倍朝ごはん

- *体にやさしい彩色丼
- *梨おろしのさっぱり豚肉サラダ のり佃煮の卵焼きそえ
- *暑さに負けるな！！自家製夏野菜みそ汁
- *バナナ入りきな粉ヨーグルトのフルーツグラノーラがけ
キウイとパインのフルーツをそえて

元気にパクパク朝ご飯！！

- * 答志産のりでおにぎらず
- * 玉城豚の肉巻き
- * 夏野菜たっぷりスープ
- * 小俣産なしのヨーグルト



夏バテ回復定食

- * 野菜の肉まき
- * おくらとなすのみそ汁
- * 伊勢茶の卵そうすい
- * ねばねばスタミナ豆腐



三重の地産でアローハ！！

- * ひじきと豆腐のハンバーグ
ロコモコ〈タレ付〉
- * さつまいものパンケーキ
(はちみつ&バター)
- * アサイー風 ブルーベリーボウル
- * キウイのさっぱりジュース



野菜ソースでビタミンたっぷり朝食

- * フレンチトーストの
キャロットソースがけ
- * ぶたしゃぶのグリーンソース添え
- * きのこのまろやかミルクスープ
- * トマトとバジルのオイルサラダ



中学生の部



みえの恵みにありがとう朝食～いつも、どんなときも、やさしさを～

- * おばあちゃん特製五ヶ所小梅の梅干しの伊勢茶茶づけ
- * とりささみ アボカドティップのせ
- * とり出汁のあおさ茶わんむし
- * 伊勢茶茶がらのプチケーキ つぶあんぞえ

**コロナ・夏バテにも負けない
スーパー朝食**

- * あおさと空心菜の味噌汁
- * 鮪おくらとろ玉かけごはん
(てこね寿司)
- * 人参ドレッシングの彩りサラダ
- * フルーツヨーグルト



元気いっぱい！！

ザ・三重の朝ごはん File2

- * 生ぶしと切干大根の
シャキシャキ5色サラダ
- * 玉城豚と伊勢たくわんの
おにぎらず
- * あおさと夏野菜の
ネバネバスープ
- * すいかゼリー



**三重の食材たっぷり
暑い夏でも完食朝ご飯**

- * 三重モロヘイヤとオクラの
トロトロてこね寿司
- * 庭でとれた夏野菜のみそ汁
- * 伊勢ひじきと玉城豚のサラダ
- * 度会産冷たい伊勢茶



三重県発 夏バテ防止さっぱり朝食

- * めはりおにぎり
- * 冷やしみそ汁
- * 栄養たっぷりサラダ
- * フルーツヨーグルト



施策③ 相談対応の充実

施策の取組方向

県民からの食の安全・安心や食品表示に関する相談に迅速に対応します。

施策の実施状況

- 県民や食品関連事業者からの食品衛生、食品表示、健康食品等に関する身近な質問に回答するとともに、不適正な食品表示や食品が原因で生じた疑いがある健康被害の申出に対する助言や調査、指導を実施しました（相談件数：食品安全課 60回、健康推進課 45回、保健所 584回、農林水産（農政、農林）事務所 13回）。
さらに、令和3年4月に県内で発生した豚熱に関する食の相談窓口を設置し、消費者や小売店の不安解消に努めました（相談件数：3件）。
- 消費生活相談に寄せられた食品表示に関する相談に助言（33回）を行いました。また、県民からの食品表示に関する情報提供について、関係機関と連携して対応しました。

課題

- 県民や食品関連事業者からの食品衛生、食品表示、消費生活に関する相談対応や相談に関する適切な情報提供だけでなく、県民からの食の安全・安心確保に関する施策の提案についても、関係機関と連携して対応することが必要です。

今後の対応

- 食品衛生、食品表示、消費生活に関する相談対応、県民からの食の安全・安心確保に関する施策の提案について、関係機関と連携して適切に対応します。

【基本的方向3 トピックス】

企業における食育及び地産地消推進の取組について

みえの地産地消・食育推進モデル事業

三重県は、南北に長い地形で温暖な気候や変化に富んだ海域に恵まれており、多種多様な農林水産物が生産されています。県では地物一番の取組を通じた地産地消を推進しており、県民の皆さんの中には、一日のうち多くの時間を過ごす職場における健康の保持・増進に向けた「健康経営」の取組が重要となっています。

三重労使雇用支援機構（日本労働組合総連合会三重県連合会（連合三重）・三重県経営者協会）と連携し、県産食材の新たな販路開拓・消費拡大による地域社会への貢献と企業の健康経営の推進を目的として、県内事業所の社員食堂における、県産食材を使用したメニューの提供や従業員の健康づくりに寄与する食育の実施に向けた取組を推進しています。

<実施内容>

県内農林水産業への理解と消費喚起による地域農林水産業を支える取組として、キオクシア株式会社四日市工場の協力のもと、社員食堂（約10,000人が利用）において次の取組を行いました。

- ①三重県産米への切り替え
- ②三重県産食材を使用した新たなメニューを提供
 - ・三重県産豚バラ角煮丼
 - ・三重県産苺のパナコッタ
 - ・三重県産かぼちゃのマッシュパンプキン 等
- ③従業員に毎月メールで配信する「食堂通信」に食育に関する情報を掲載



（社内食堂での県産食材使用例）



（県産食材の使用におけるPR例）

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

【実施すべき施策】

- ①人材の育成
- ②相互理解の増進
- ③関係者との連携及び協働
- ④県民運動の展開

(1) 基本的方向4の取組方向

県民、食品関連事業者、NPO、地域の団体、学校等の多様な主体が相互理解を深め、連携及び協働して食の安全・安心確保に取り組む県民運動を進めます。

(2) 令和3年度の取組状況

施策① 人材の育成

施策の取組方向

食の安全・安心の確保のため、高い専門性と実践的な知識や高い倫理観を有した人材を養成します。

施策の実施状況

【食品等事業者】

- 新型コロナウイルス感染症に配慮し感染症予防対策を取りながら食品等事業者、消費者、と畜場従事者等を対象に、食品衛生や食品表示に関する講習会（370回、8,698名）を開催しました。また、監視指導時に個別対応を行い、食品等事業者の食品衛生管理や食品表示に関する知識の向上を図りました。
- 食品等事業者団体と連携し、食品衛生責任者の新規養成（43回、1,741名）や食品衛生指導員の知識向上のための講習会（14回、792名）を開催しました。
- 「みえの食」の将来を担う人材を確保・育成するため、「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」と連携し、ISO-HACCP（6回連続講座：28名）や食品衛生7S（入門編：56名、発展編：27名）等の研修事業を実施したほか、食関連産業で活躍したいと考える人材の要望に対応し、オンラインによるインターンシップ（28名）を実施しました。

【学校給食関係者】

- 学校給食における食中毒発生やアレルギー事故の防止を周知徹底するため、学校給食関係者を対象に「学校給食の安全と充実に向けた講習会」を開催しました。

【GAP推進指導員】

- 国際水準GAPの認証取得をめざす生産者の掘り起こしや取得に向けた指導・支援ができる指導者を育成するため、普及指導員やJA営農指導員等を対象に、GAP推進指導員基礎研修（1回）を開催し、県内の「GAP推進指導員」を確保しました（125名）。
- 畜産関連団体が開催する指導員養成研修会等により、農場HACCPの指導員を8名、JGAP家畜・畜産物の指導員を3名育成しました。

【農薬取扱関係者】

- 農薬に関する関係法令や農薬の販売、使用について正しい知識を持つ三重県農薬管理指導士[※]を育成するため、新規対象者の研修と認定試験を行い、39名を新規認定しました（認定者987名）。

課 題

【食品等事業者】

- 食品等事業者は、食品衛生等に対する高い専門性と最新の情報に基づく的確な取組の実施が求められることから、食の安全・安心確保に関する豊富な知識を持ち、取組を実施できる人材の育成が必要です。
- 食品関連産業が将来にわたり成長を続けるため、魅力ある職場づくりによる人材の確保と合わせ、新たな価値を持つ商品の創出や新規販路の開拓に取り組める人材の育成が必要です。

【学校給食関係者】

- 安全・安心な学校給食を提供するため、引き続き、衛生管理や適切なアレルギー対応に関する周知徹底と、学校給食関係者の資質向上が必要です。

【GAP推進指導員】

- 生産者に対して国際水準GAP及び農場HACCPの認証取得を推進、支援するため、「GAP推進指導員」の育成が必要です。

【農薬取扱関係者】

- 農薬の販売者や使用者に対して農薬の安全かつ適正な販売や使用を推進するため、正しい知識や情報を提供するとともに、農薬について知識を持ち指導することができる三重県農薬管理指導士の育成が必要です。

今後の対応

【食品等事業者】

- 食品の衛生的な取り扱いや専門的な知識を習得することができるよう、食品等事業者を対象とした講習会をはじめ、食品衛生責任者や食品衛生指導員の養成のための講習会を開催します。
- 新たな価値を創出できる人材の育成や食関連産業に従事したいと考える若者を確保するため、「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」と連携し、研修会や交流会（サロン）、食関連イベント、インターンシップ事業に取り組みます。

【学校給食関係者】

- 衛生管理、異物混入防止、アレルギー対応について周知徹底するとともに、学校給食関係者の資質向上を図るため、「学校給食の安全と充実に向けた講習会」を開催します。
- 「学校給食の衛生管理等に関する調査研究事業」（文部科学省）を活用し、三重県内の学校給食施設を調査し、施設の改善を指導します。
- 適切なアレルギー対応や緊急時対応の体制整備を推進します。

【GAP推進指導員】

- JAグループと連携して、GAP推進指導員の技術向上や新たな人材育成に向けた研修等を実施します。
- 農場HACCPの認証取得を指導する人材を育成するため、指導員養成研修会の受講を推進します。

【農薬取扱関係者】

- 農薬の販売者や使用者に対して、農薬に関する関係法令や販売、使用に関する専門的な知識を習得するための研修会の開催や県ホームページで啓発するとともに、三重県農薬管理指導士の育成・確保を図ります。

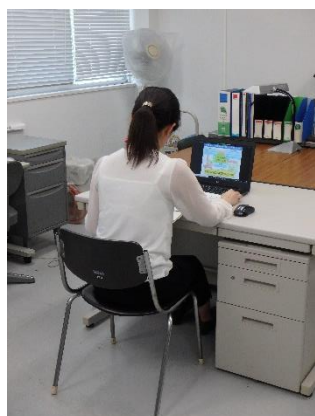
施策② 相互理解の増進

施策の取組方向

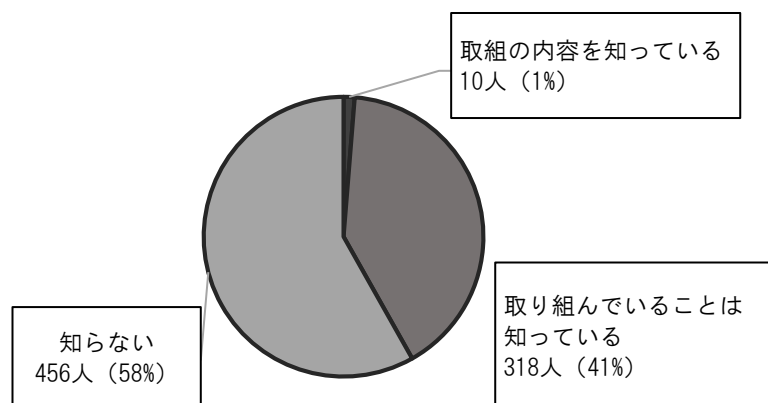
食に関するすべての関係者が相互理解を深め、信頼関係を構築できるように、各種交流会や勉強会、セミナー等リスクコミュニケーション[※]や相互交流の機会の確保に努めます。

施策の実施状況

- 県民、食品等事業者、県が食の安全・安心やリスクへの対応に向けた正確な情報の共有と相互理解を深めるために実施するリスクコミュニケーションに、対面（45回、626人）やWebを活用した講習会（2回、22人）を通じて取り組みました。
- 県民の食の安全・安心に関する意識を把握するため、意識調査を実施し、結果を県ホームページで公表しました。意識調査における行政による食の安全・安心確保に関する取組の認知度は約4割でした。



（Webを活用した研修会の様子）



（行政の取組についての認知度）

課題

- 県民、食品等事業者、県が、互いに食品衛生や食品表示等に関する情報提供や意見交換を継続して行い、相互理解を深めることが必要です。
- 意識調査における県民の「食の安全・安心確保に関する行政の取組」の認知度が約4割であったことから、認知度をさらに高めることが必要です。

今後の対応

- 県民、食品等事業者、県が、食品衛生や食品表示等に関する正しい知識を共有し、相互理解を深められるよう、意見交換会や研修会を開催し、リスクコミュニケーションの機会創出に取り組みます。
- 出前トークやアンケート調査の機会を活用し、県民の食の安全・安心に関する意識を把握するとともに、「食の安全・安心確保に関する行政の取組」の認知度向上を図るため、イベントへの出展や講習会の開催、県ホームページを通じて情報発信します。

施策③ 関係者との連携及び協働

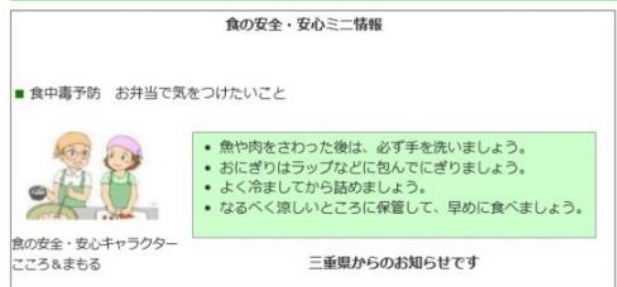
施策の取組方向

県民、食品関連事業者、これらの者により構成される団体と連携及び協働して、施策を推進します。

施策の実施状況

- 食品等事業者に対して衛生管理の指導及び食品衛生の普及を図るため、食品衛生指導員と連携し、巡回指導を実施しました。また、食品表示講習会を開催し（15回）、関係団体会員へ啓発するとともに、会員活動を通じた食品等事業者への周知を図りました。
- 県民の栄養成分表示の活用状況を把握するため、アンケート調査を実施するとともに（対象者数 562 人）、アンケート調査の結果を生かした栄養成分表示の活用に係る多様な世代向けの教育用資料を作成しました。
- 消費者へ「景品表示法」に関する食品表示等について啓発するため、地域の消費者団体と連携して行うイベントに食品表示等のパンフレットを提供しました。
- 食の安全・安心に関する情報をより多くの県民に知っていただけるよう、食品関連事業者及び関係団体の協力を得て、「食の安全・安心ミニ情報」を事業者や団体が発行する広報誌に掲載しました（26 協力店及び協力団体）。
- 県民に健康や食生活について、県の取組情報を提供するため、関係団体と連携し、Web を活用した「食の安全・安心研修会」を開催しました（1 回、43 名）。
- 高等教育機関と連携し、食品関連事業者による食の安全・安心確保に関する取組を調査し、リーフレットの作成及び配布を行いました。

広告チラシのイメージ



（「食の安全・安心ミニ情報」掲載例）

課題

- 食品等事業者が「食品衛生法」、「食品表示法」、「景品表示法」等の関係法令を遵守することが必要です。
- 「食品表示法」が施行され、令和2年4月からは栄養成分表示が完全義務化されました。また、機能性表示食品をはじめとする健康食品の数は増加しており、これらの食品表示を正しく理解し活用できるよう、県民への啓発・教育が必要です。
- 食の安全・安心確保に関する取組を推進するためには、多様な主体と連携・協働して施策を推進することが必要です。

今後の対応

- 「食品衛生法」、「食品表示法」、「景品表示法」等について、食品等事業者団体にわかりやすく周知することで、法令遵守に向けた取組を支援します。
- 健康づくりのため、県民が正しく食品を選択できるよう、関係団体と協力して栄養成分表示の見方や健康食品等の活用に係る啓発・教育を推進します。
- 引き続き、食品関連事業者等や教育機関をはじめとした多様な主体と連携し、食の安全・安心に関する啓発活動を推進します。

施策④ 県民運動の展開

施策の取組方向

多様な主体が食の安全・安心に対する価値観を共有し、食育を通して食の安全・安心確保に取り組む県民運動がさらに発展するよう、積極的に行動していきます。

施策の実施状況

- 食の安全・安心確保に対する県民の意欲向上を促進するため、「食の安全・安心の取組紹介」に登録申請のあった、消費者団体・グループや食品関連事業者（26件）の取組内容を県ホームページで公開しました。

課題

- 食の安全・安心確保に関する意識向上のためには、消費者団体や食品関連事業者等の主体的な取組を県民に広く周知する活動の支援が必要です。

今後の対応

- 食の安全・安心に関する自主的な活動を行っている団体等に啓発資料の提供や県ホームページ等を通じて事業者の取組を周知します。

【基本的方向4 トピックス】

「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」の取組について

食関連産業は、第1次産業から第3次産業まで裾野が広く、全産業における事業所数、従業員数が高い割合を占めるなど、本県における重要な産業の一つとなっています。

その一方で、他産業に比べて、従業員の定着率や、労働生産性が低いと言われており、衛生管理の徹底はもちろんのこと、新商品の開発や魅力あるサービスの提供等、新たな価値の創出を担う中核人材の確保・育成が求められています。

県では、食に携わる産学官が連携した「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」を設立（令和2年3月）し、食関連産業で活躍したいと考える人材の確保・育成に取り組んできたところです。

令和3年度において、次の取組を行いました。

- ① 食品衛生研修（ISO-HACCP、食品衛生7S等）
- ② 多様な連携促進による商品開発力強化研修
- ③ 産学連携事業（出前講座、コラボ商品の開発）
- ④ 海外トップシェフとのオンライン交流
- ⑤ 食関連企業横断型インターンシップ

引き続き、産学との連携を強化することで、「みえの食」の将来を担う人材の確保・育成を図ります。



食品衛生研修（7S入門編）に参加する四日市農芸高校生徒



鯉節の製造工場を見学し、生産技術とともに、食材の歴史を学ぶ明野高校生徒

【資料編】用語解説

（あ行）

「アフリカ豚熱」

日本国内では未発生の豚やいのししが感染するウイルス性の病気で、人に感染することはありません。非常に強い伝染性と致死率を特徴とする病気で、有効なワクチンや治療法はありません。畜産業界へ大きな影響を及ぼす家畜伝染病の一つです。

「ISO22000」

衛生面を含め、消費者へ安全な食品を提供することを目的とした食品安全マネジメントシステムに関する国際規格です。HACCPの内容をすべて含み、さらに品質・環境管理の要素が含まれています。

（か行）

「科学的知見」

実証的なデータ、学会等で認められた学説、学術的論文をいいます。

「環境保全型農業直接支払交付金」

農業生産にともなう環境への悪い影響を減らすとともに、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等に効果の高い農業生産活動に取り組む生産者を支援するための国の交付金です。

「GAP推進指導員」

生産現場でのGAPの普及推進に向けた指導に必要な知識を習得するための研修を受講し、GAPに関する生産者への3件以上の指導実績を有する者です。

県内では、普及指導員や営農指導員等がGAP推進指導員として活動し、生産者や産地に対するGAPの実践活動を支援します。

「危機管理統括監」

知事の命を受けて危機管理に関して全庁を統括する役職で、危機が生じた場合、又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部長その他の職員を指揮監督します。

「景品表示法」

「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和37年法律第134号）の略称。商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額等を制限することにより、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ることを目的としています。

「健康増進法」

「健康増進法」(平成14年法律第103号)は、国民の健康増進の総合的な推進に関する基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養改善その他の国民の健康増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的としています。

食品関係としては、乳児用、幼児用等の特別の用途に適する旨を表示する特別用途表示、健康保持増進の効果についての虚偽又は誇大な広告の禁止等が規定されています。

平成27年4月の「食品表示法」の施行に伴い、食品の栄養表示や熱量に関する表示に関する基準は「食品表示法」に移管されました。

「口蹄疫」

牛、豚、山羊、羊等の偶蹄類家畜が感染するウイルス性の病気です。国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安定供給に影響を及ぼし、防疫には多国間の協力が必要となる「越境性動物疾病」とされています。

「高病原性鳥インフルエンザ」

鳥インフルエンザのなかでも、鶏が感染した場合に、高率で死亡するようなものを高病原性鳥インフルエンザといいます。その原因となるウイルスは高病原性鳥インフルエンザウイルスといいます。高病原性鳥インフルエンザウイルスとしては、A/H5亜型のものとA/H7亜型のものが知られています。

「国際水準GAP」

GAP (Good Agricultural Practice) (農業生産工程管理)とは、農薬の使い方、土や水の生産を取り巻く環境、農場で働く人の状況等、あらゆる工程を記録・点検・改善して、安全な農産物の生産につなげる取組のことです。

国際的な標準取組基準である「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」を満たすGAPを国際水準GAPとされています。

「米トレーサビリティ法」

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(平成21年法律第26号)の略称。米穀取扱事業者が米や一部の米加工品の取引等を行った場合、記録の作成と保存を義務付けている法律です。このほか、生産者から消費者まで、米の産地情報を伝達することも義務付けています。

「コンプライアンス」

法律や社会的な通念を守ることをいいます。「法令遵守」と訳されます。

(さ行)

「JGAP家畜・畜産物」

日本GAP協会が開発した制度で、日本の畜産における農業生産活動の持続性を確保するため、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するために点検項目を定め、これらの実施、記録、点検及び評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のことです。審査を受けて基準を満たすことが確認された畜産農場は、JGAP家畜・畜産物認証を取得できます。

「GLP (Good Laboratory Practice)」

試験検査の精度確保確認のための標準作業手順法です。

「収去検査」

法に基づく食品等の検査を「収去検査」といいます。収去検査は原則、抜き打ちで実施します。

「食品衛生法」に基づく収去検査は、食品の安全性を確保することを目的として、食品に含まれる農薬、動物・水産用医薬品、食品添加物、微生物等の量を調べています。

「飼養衛生管理基準」

「家畜伝染病予防法」に基づき、国が定めています。家畜（牛、豚、鶏、馬等）の伝染性疾病の発生の予防やまん延を防止するため、病原体の侵入防止や家畜の異常発見時の対処等について、家畜の所有者に遵守が義務づけられている衛生管理の基準です。

「食育」

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

「食品衛生7S」

「整理・整頓・清掃・洗浄・殺菌・しつけ・清潔」を指します。

工場等で、衛生環境を保つために取り入れられるようになった「5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）」をさらに発展させたものです。食品工場では、食中毒予防の観点から、微生物レベルの清潔さが必要であり、5Sに「洗浄」と「殺菌」の2つを追加して「食品衛生7S」とされています。食の安全を守るための必須条件といわれています。

「食品衛生指導員」

県内には一般社団法人三重県食品衛生協会から委嘱された食品衛生指導員が約1,500人おり、食品衛生思想の普及啓発や、食品等事業者に対する巡回指導、相談をはじめ、広く食中毒防止の啓発等に努めるとともに、行政と連携、協力した業務等を行っています。

「食品衛生責任者」

「食品衛生法」に定められた飲食店や食品製造業等の営業者は、食品の安全確保のため施設又はその部門ごとに、食品衛生責任者を定めて置かなければなりません。食品衛生責任者は、食品取扱施設の衛生確保、衛生的な食品の取扱い及び従業員の衛生教育等を行います。

「食品衛生法」

「食品衛生法」（昭和 22 年法律第 233 号）は、食品の安全性確保と飲食での衛生上の危害発生を防止することにより国民の健康を保護することを目的としています。

食品及び添加物、器具及び容器包装、表示及び広告、監視指導、検査、営業等について定めています。また、有害食品等の販売禁止や食中毒の防止についても定めています。

「食品関連事業者等」

条例第 2 条第 1 項第 4 号で定義している「食品関連事業者」（食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入、加工、調理又は販売その他の事業活動を行う事業者）とその事業者により構成される団体です。

「食品等事業者」

食品関連事業者のうち、条例第 2 条第 1 項第 3 号で定義している「食品等」（食品ならびに添加物（「食品衛生法」第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。）を生産、輸入、加工、調理又は販売その他の事業活動を行う事業者です。

「食品の衛生管理指標」

「食品衛生法」に基づく「食品、添加物等の規格基準」で定められた成分規格基準以外に、食品等事業者に対する衛生指導及び助言、ならびに食品等事業者の自主衛生管理推進のために定めた指標のことです。この指標に基づき、県内で製造、加工、流通する食品の衛生向上を図り、食の安全・安心を確保することとしています。

「食品表示法」

平成 27 年 4 月施行の「食品表示法」（平成 25 年法律第 70 号）は、「食品衛生法」、「JAS 法」及び「健康増進法※」の各法律の食品の表示に関する規定を統合した法律で、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が創設されました。

「食糧法」

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）の略称。用途が限定された米穀（新規需要米・加工用米等）については、定められた用途以外に使用・販売してはならないことや、米穀の用途別の管理等に関し、米穀出荷販売事業者が守るべきルールが定められています。

「水産エコラベル」

持続可能で環境に配慮していると認証された漁業から生産された水産物（認証水産物）が、流通・加工の過程において非認証水産物と混ざることなく消費者に届くようにすることを目的とした認証スキームです。

「生産資材」

農薬や動物用医薬品、飼料、肥料等の農業資材や、水産用医薬品、養殖水産動物用飼料等の養殖用資材のことをいいます。

「生産履歴の記帳」

生産現場において、栽培方法、資材の使用履歴等の日々の工程を記録することをいいます。

「総合的病害虫・雑草管理（IPM）」

IPM（アイピーエム：Integrated Pest Management）とは、利用可能なあらゆる病害虫・雑草管理を、その防除効果と人や環境へのリスクから総合的に判断して、予防、観察、防除の3段階に分けて統合的に実施する手法です。

予防とは、病害虫・雑草の発生を最小限にするため、前作での発生状況や予察情報で注意喚起された病害虫・雑草に注意することです。

観察とは、病害虫・雑草の発生の有無や、その発生程度、またその発生場所について調査することです。

防除とは、観察の結果をふまえて、経済的な損失や病害虫の伝搬を防ぐため必要と判断した病害虫・雑草管理を実施することです。

（た行）

「DNA検査」

DNAは「デオキシリボ核酸」の略称で、遺伝子の本体として生物内に存在する物質です。DNA検査はDNAを分析することにより種や品種の特定を行う検査です。

「地域登録検査機関」

「農産物検査法」に基づく農産物検査を実施する機関として、農林水産大臣又は知事の登録を受けた検査機関をいいます。そのうち、農産物検査を行う区域が一つの都道府県単位である検査機関を地域登録検査機関といいます。

「適正施肥の手引き」

県内の主要農作物のうち、代表的な作型について、地力中庸な土壌及び気象条件を前提に、目標とする収量・品質を確保するために必要な肥料分量の目安等を示したものです。

（な行）

「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」

農産物等の安全確保や品質向上、環境保全のために、生産者が自ら危害要因等の点検項目を決定し、これに従い記録、点検及び評価を行っていく持続的な改善活動が農業生産工程管理（GAP）です。他方で、国内にはさまざまな農業生産工程管理（GAP）が存在し、生産者や実需者のニーズをふまえた取組への対応も十分進んでいません。このような実態をふまえ、食品安全に加え、環境保全や労働安全のように幅広い分野を対象とする高度な取組内容を含む農業生産工程管理（GAP）の共通基盤として、農林水産省が策定したものです。

「農産物検査法」

「農産物検査法」（昭和26年法律第144号）は、農産物（米、麦、大豆等）の公正かつ円滑な取引を助長することを目的として、登録検査機関が生産者からの請求により、品種・量目・品位等を確認し、格付を行う農産物検査の手法等が定められています。

平成28年度に、地域登録検査機関に対する事務手続や調査の権限が、国から都道府県へ移譲されました。

「農場HACCP」

農場HACCPは、畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCPの考え方を取り入れ、危害要因（微生物、化学物質、異物等）を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階で危害要因をコントロールする手法です。

「農場HACCP認証」

平成21年8月に農林水産省が公表した、「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場HACCP認証基準）」を満たすことを公益社団法人中央畜産会等が審査し、認証します。

(は行)

「H A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point)」（危害分析重要管理点）

製造工程の各段階で発生する危害を分析し、どの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法です。「ハサップ」と呼ばれています。

「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」

消費者が安心して購入できるよう、環境に配慮した生産方法及び食の安全・安心を確保する生産管理の実施により栽培した農畜林産物及び加工品について、その生産方法や栽培履歴を第三者機関が確認し、要件を満たした生産物にみえの安心食材マークを表示する三重県独自の制度です。

「病害虫発生予察情報」

病害虫防除所が農産物に被害を与える病害や害虫等に関して発生状況の報告や注意喚起のために発表する情報です。病害虫の発生の時期、程度等を予測して、被害の発生程度の大きさにより予報、警報、注意報が発表されます。また、県内初の病害虫の発生が確認された時には、特殊報を発表しています。

「病害虫防除の手引き」

県内で栽培されている主要な農作物の病害虫を防除するために県が作成した病害虫防除のためのガイドラインです。掲載する農薬は、毒性の強いものを極力排除するとともに、県内で使用した際の評価や県内の流通量等から総合的に判断し選択しています。

平成 30 年度までは、印刷物として年に一度作成してきましたが、令和元年度以降「三重県農薬情報システム」に掲載しています。

「豚熱」

豚及びいのししが感染するウイルス性の病気で、人に感染することはありません。強い伝染性と致死率を特徴とし、治療法はありませんが、有効なワクチンがあります。畜産業界へ大きな影響を及ぼす家畜伝染病の一つです。

(ま行)

「三重ガイドラインGAP認証制度」

国の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン[※]」に則した県独自の認証制度で、食品安全・環境保全・労働安全につながるGAPの取組を普及するとともに、東京2020大会への食材供給を目的に制定しました。制度の運用は、東京2020大会まで（認証は令和3年9月まで）の期間限定としており、基準設定農作物は、穀類、青果物（きのこを含む）、茶及び花植木の4種類としています。

なお、制度の運用は、東京2020大会までとしており、大会後の令和3年10月以降は、「三重国際水準GAP支援制度」によるGAP認証取得支援の新たな枠組みを整えました。

「三重国際水準GAP支援制度」

国際水準GAPの認証取得をめざす生産者を対象に、県が生産者の実施するGAPの取組に対する現地確認や改善提案を行い、生産者による国際水準GAP認証取得や実践の取組をサポートします。

「三重県食育推進計画」

「食育基本法」（平成17年法律第63号）に基づき、県民の皆さんの心身の健康と豊かな人間形成を目的として、食に関する知識と食を選択する力を習得し、望ましい食生活の実践にむけて、三重県の取り組むべき方針を定めたものです。令和3年3月に策定した第4次計画（計画期間令和3年度から令和7年度まで）においては、豊かな「生活」、「地域」、「環境」を支える食育の推進に取り組むこととしています。

「三重県農薬管理指導士」

農薬販売者、ゴルフ場における農薬使用管理責任者、造園業者等の委託を受けて農薬による防除を行う方々を対象としています。対象者の農薬の販売、使用等に関する資質の向上を図るため、県が実施する農薬に関する専門的な研修を受講し、一定水準以上の知識を有すると認定され、農薬の適正使用に関して指導的役割を担っていただく方々です。

「三重県農薬情報システム」

最新の農薬の使用方法等の農薬情報や、県が作成した病虫害防除に関する技術情報等をインターネット上で公開するものです。パソコンやスマートフォンがあれば、誰でも閲覧・検索が可能です。

なお、平成30年度まで印刷物として発行していた「病虫害防除の手引き」の内容も掲載しています。

URL：<https://www.nouyaku-sys.com/nouyaku/user/top/mie>

「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」

県産きのこ類の生産現場において、「食の安全・安心の信頼の確保」、「自然資源の有効利用、リサイクル資材の使用」等の人と自然に配慮した取組を行う際の参考になるように、「顧客満足の実現をめざすISO9001品質マネジメントシステム」、及び「健康危害防止をめざすHACCPシステム」の考え方を一部取り入れた、三重県独自のきのこ類の品質・衛生管理マニュアルです。

「みえジビエフードシステム登録制度」

「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」に沿った野生獣肉であることを明確にするため、野生獣肉を取り扱う解体処理施設・加工品製造施設・飲食店・販売店を対象に登録基準に適合する施設及び事業者に加え、捕獲者、解体処理者、みえジビエを普及推進する人材等を登録する制度です。平成31年3月16日に施行しました。

「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」

食肉の猪肉や鹿肉の衛生管理や品質の確保については、「と畜場法」にある解体処理等の基準がないこと、捕獲方法と品質の関係が整理されていないことから、食品安全マネジメントシステムに準じ、関係法令の遵守や捕獲から解体処理、流通にいたる具体的な方法を定めたマニュアルです。平成31年3月16日に施行しました。

「みえ地物一番給食の日」

三重県では、毎月第3日曜日の前後2週間の中で「みえ地物一番給食の日」を設定し、各学校における地場産物を活用した学校給食や食育の取組を進めています。

取組の強化月間を6月（食育月間）と11月の2回とし、「みえ地物一番給食の日」を意識した取組の定着を図っています。

「みえのカキ安心システム」

みえのカキを消費者がより安心して食べられるよう、①浄化時間の徹底、②採取海域情報に応じた取扱い、③HACCP手法に基づく作業手順の徹底、④作業従事者のカキ衛生講習会の受講、⑤自主管理・相互確認の徹底、について特に重点管理を行い、養殖・加工を行うシステムです。

「三重の米行動指針ライスプロミス6」

県内の米関連団体で構成する「みえの米ブランド化推進会議」が定めた行動指針で、消費者との6つの約束とは、①安心して食べられる美味しい米づくりに取り組みます、②自然にやさしい米づくりに取り組みます、③多様なニーズに即応できる米づくりに取り組みます、④米づくりへの熱い思いを伝えます、⑤誇るべき美しい三重の田園風景を守ります、⑥消費者とともに食育に取り組みます、というものです。

「みえフードイノベーション」

三重県の「食の魅力」を生かすため、生産者・事業者・大学・行政等が連携し、県内の農林水産物を活用した新たな商品やサービスを開発する取組です。

（や行）

「有機JAS制度」

「JAS法」に基づき有機JAS規格に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し、その結果認証された事業者に、有機JASマークの使用を認める制度です。

農産物及び農産物加工食品は、有機JASマークが付されたものでなければ「有機〇〇」や「オーガニック△△」等の名称を表示することはできません。

「養殖生産工程管理手法」

養殖生産工程管理手法（Good Aquaculture Practice 手法（GAP手法））とは、養殖水産物の食品安全の確保等を目的に、養殖業者自らが管理のポイントを整理し、それを実践・記録し、記録を点検・評価し、養殖生産の改善に活用するという一連の管理手法です。

「用途限定米穀」

通常の主食用米以外の用途（加工用米、新規需要米等）に使用することを限定して、生産され、若しくは出荷され、又は出荷後に用途を限定するため区分された米穀及び政府又は米穀安定供給確保支援機構が用途を限定する旨の条件をつけて売り渡し、交付し、貸し付け、又は交換した米穀のことです。

（ら行）

「リアルタイムPCR」

遺伝子の量を測定する方法です。病気の原因となる細菌やウイルスの遺伝子の量を測定することで、家畜が病気に感染しているかどうかを検査する際に用います。

「リスクコミュニケーション」

本報告書では、行政、食品関連事業者、研究者、県民等が食品のリスクや食の安全・安心に関する情報及び意見を交換し、相互の信頼を築き理解し合うために対話を進めていくことをいいます。

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書
(令和3年度版)

令和4年9月発行

三重県農林水産部農産物安全・流通課
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
電話 059-224-3154 FAX 059-223-1120
ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/shokua/hp/>